

# 筑西市議会総務企画委員会

## 会 議 録

(令和7年第4回定例会)

筑西市議会

## 総務企画委員会 会議録

1 日時

令和7年12月15日(月) 開会:午前9時59分 閉会:午後2時28分

---

2 場所

全員協議会室

---

3 審査案件

議案第82号 損害賠償の額を定めることについて

議案第91号 令和7年度筑西市一般会計補正予算(第5号)のうち所管の補正予算

---

4 出席委員

委員長	中座 敏和君	副委員長	鈴木 一樹君			
委員	水井 信雄君	委員	國府田和弘君	委員	石嶋 巖君	
委員	水柿 美幸君	委員	堀江 健一君	委員	榎戸甲子夫君	

---

5 欠席委員

なし

---

6 議会事務局職員出席者

書記 佐竹 学君

---

委員長 中座 敏和

○委員長（中座敏和君） ただいまから総務企画委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名であります。よって、委員会は成立いたしております。

それでは、本委員会に付託されました議案について審査してまいります。

なお、議案審査の順序ですが、お手元に配付いたしました順番で、条例議案1案及び補正予算議案1案について、所管部ごとに審査願いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） また、筑西市議会基本条例第19条による委員間討議を希望される場合は挙手を願います。

なお、議案第91号「令和7年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、財務部所管の補正予算について、公共施設照明LED化事業賃貸借及びLED照明設置推進事業の審査に当たり、設楽市長、菊池副市長に出席をいただいております。

それでは、各議案について、所管部ごとに審査をしてまいります。

初めに、財務部所管の審査に入ります。

議案第91号「令和7年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、財務部所管の補正予算について審査を願います。

なお、議案第91号については、複数の部にまたがるため、全ての部の審査の終了後、討論、採決をしたいと存じます。

管財課から説明を願います。

なお、追加で要求のありました資料をお手元に配付しております。

坂谷管財課長。

○管財課長（坂谷康弘君） 管財課の坂谷です。よろしく申し上げます。着座にて失礼いたします。

議案第91号「令和7年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、管財課所管のLED化に係る補正予算についてご説明いたします。

6ページを御覧願います。第3表、債務負担行為補正（追加）でございます。上から8段目、公共施設照明LED化事業賃貸借、期間、令和8年度から令和19年度まで、限度額7億円、これは40の公共施設内の屋内照明LED化について10年間賃貸借するものでございます。以上、令和8年度に当初より業務を実施する必要があることから、債務負担行為をお願いするものでございます。

次に、26ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。ページの上から2段目になります。款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費、説明欄、LED照明設置推進事業350万円の増額は、別途債務負担行為の設定をお願いしております公共施設照明LED化事業賃貸借において対象外とした66の施設について、照明LED化の工事を行う際の必要となる設計委託料をお願いするものでございます。

説明は以上となります。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

堀江委員。

○委員（堀江健一君） この問題は、これは今設楽市長なのですけれども、須藤市長の時代からこれはもうやっているのだよね。部長にもちょっと、私記憶がちょっと薄いのですけれども、この流れは屋外が終わって、そして今度は屋内に入ってきたわけだね。それで、この屋内については、私の記憶では、須藤市長時代に令和5年の12月に3万灯でリースで6億2,000万円を出してきたような記憶があるのですよ。そのときに、須藤市長は私にこう言ったのです。皆さん、屋外のことでちょっと幾らか問題があったのかな。だもんで、ある人らがちょっと騒いでいると言ったら失礼なのだけれども、問題が起きたということで、この屋内に始まって、須藤市長が6億2,000万円を出してきたときに、もし須藤市長は私に、堀江さん、これ議員が何だかちょっと賛成してもらえないようだけれども、もしこれ賛成してもらえないと、1回提案したのに対して、半年や1年後にしか今度は再度出せないから、そのときは今の現時点では、物価も高騰しているし、人件費も高騰しているし、多分ここに5,000万円か1億円ぐらいはプラスされて、行政としては出してくるようになってしまいますよね。だから本当は、今回で、6億2,000万円をリースで賛成してもらえれば一番いいのだよねって私言っていたのだよね。だけれども、今度は議会が始まって、それ須藤市長が提案して出したらば、これ反対されてしまったのだよな。須藤市長が言ったように、確かに令和5年を出してきたのだけれども、令和5年だよな。結局今度出してきたのは、設楽市長になって、6月議会で3万灯でやはりまだ7億5,000万円。そうすると、前に須藤市長が言ったときは6億2,000万円、すると1億3,000万円も増えてしまったわけだよ。水井委員はよく分からないから聞いていてくれ、流れ。そうすると、1億3,000万円、これは皆さんの税金なのだよね、税金。金は天から降ってくるわけではないのだから。だから、これ本当は今頃言ってももうしょうがないけれども、そのときに、須藤市長が令和5年の12月に、3万灯、リースでこれ6億2,000万円を賛成してくれれば、もうそのときの時点でも1億3,000万円もの皆さんの税金を使わなくて済んだのだよな。1億3,000万円ってえらい金だよ、これ。公共事業に、各自治会から上がってきている道路だ、側溝だ、直してくれ、直してくれって、そちらに持っていくこともできたのだよね。だから、えらい、これは筑西市にとっても損失だと思っているのだよ。もう市民の、これは税金だからね。1億3,000万円も上がってしまったということは。今度この前の6月議会で、執行部のほうでは、7億5,000万円を出してきて、これは、そうすると7億5,000万円でもこれまらずいということで、この前は却下したわけだよな。何とか地元の電友会、電友組合というのか、電友会かな、それに今は産業振興条例ということも筑西市でうたってあるのだから、地元業者をやっばり育成する意味でも、それを何とか修正してくるということで反対して、今度新たにこれまた出したわけだよな。出してきてしまったのは、今度7億5,000万円、債務負担行為で今あったように7億円、今度5,000万円抜いて、その5,000万円の分は、結局今の説明で66施設で、66施設で5,000万円、その5,000万円、これ設計費も350万円これ上がっているわけだ、今。そうすると、この間のあれは小倉議員がやったんだっけか、議案質疑な、議案質疑のときの説明では、部長の説明では、66施設はこれ106あったの66施設に分割して、設計費が350万円で、工事費は幾らぐらいだって聞いたらば、7,500万円から1億円だと、ぐらいかかるって答弁したのだよね。結局そうすると、7億円と1億円と、すると8億円、そこでもう5,000万円増えているわけだ。だから、これはやっぱり問題だと思うのだ。最初に、一番最初に、だから、須藤市長の時代ではなくても、令和7年の6月に出した7億5,000万円ですらやっていけば何ら問題はなかったのだから、だから。私はそういうふうには本当はしてもらいたいのだけれども、一応今までの流れなのだけれども。

そこで1つ聞きたいのは、今回の12月議会が6月議会に提案したのと比べて、どの点がこれ変更された

のか、まずそれだけ聞きます。ひとつ聞きたい。

○委員長（中座敏和君） 坂谷管財課長。

○管財課長（坂谷康弘君） 答弁いたします。

6月議会と12月議会からの変更点でございますが、まず金額、債務負担行為が7億5,000万円から7億円に変わりました。

（「私が言ったとおりだよ」と呼ぶ者あり）

○管財課長（坂谷康弘君） （続）そうですね。あと、また議員ご指摘のように、106施設から、それに伴い40施設に変更になりました。大きな点は2つでございます。全員協議会するときにもご説明しましたが、プロポーザルの内容についても、配点を見直しましたということで、それについても大きく変更しております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 堀江委員。

○委員（堀江健一君） 分かりました。

再度聞くのだけれども、この工事に伴う350万円の話、これはリースから外れて、66施設今も言ったのだけれども、工事費として工事請負とした理由は何かと。それと、工事請負に伴い、設計委託料350万円、これ新たに計上したこの理由をちょっと出して。

○委員長（中座敏和君） 坂谷管財課長。

○管財課長（坂谷康弘君） 答弁いたします。

6月の議会ときに、市内業者の活用をもっと考えるというご指摘をいただきました。その上で、今ある106施設をどういうふうに分けるかということで、66施設を市内業者のほうの工事発注方式に変更したということでございます。これが大きな理由でございます。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 堀江委員。

○委員（堀江健一君） ありがとうございます。では、もう1点ね。

今度66施設の工事費は、さっき言ったように当初5,000万円を想定したのだけれども、それを今度は7,500万円から1億円規模になる見込みとの答弁だったのだけれども、これ本当なのか事実なのか、7,500万円から1億円というの。もっと上がるのではないの。

○委員長（中座敏和君） 坂谷管財課長。

○管財課長（坂谷康弘君） 答弁いたします。

7億5,000万円の前回の債務負担行為額のうち、66施設分が5,000万円となっております。その5,000万円を我々としては工事方式にすると1.5倍から2倍というふうな試算をしております。ですので、その金額を説明したことでございます。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 堀江委員。

○委員（堀江健一君） いいですか。5,000万円というのに対して、今度7,500万円から1億円に変えた、工事にかかるということでしょう。それでいいですよ。そうに理解してね。分かりました。

それと、工事請負した場合、物価高騰や労務費上昇の影響を受けやすいという認識はあるのですけれど

も、一方、リース契約については、現時点で物価高騰の影響は、これ影響があるのかどうか、ちょっと説明してください。

○委員長（中座敏和君） 坂谷管財課長。

○管財課長（坂谷康弘君） 答弁いたします。

まず、これは350万円は、設計委託料でございまして、工事をするわけではございません。いつ工事をするかは所管課にお任せしておりますので、いつそのときの物価がどう変わるかは分かりません。我々は、今回7億円の債務負担行為の上程をいたしました、その前に、今回このスケジュール早くつけられるというふうな形において、どれだけ物価上昇額があるかということで、それはないと。なので、これから350万円については、いつ工事をするか分かりませんので、その物価の影響額は受けることは予想されると思います。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 堀江委員。

○委員（堀江健一君） ありがとうございます。もう1点ね。悪いね、長くて。

6月議会の提案時にこのリース案では設計費は不要であったという理解でいいのかな。

○委員長（中座敏和君） 坂谷管財課長。

○管財課長（坂谷康弘君） 答弁いたします。

我々プロポーザルを行うに当たりまして、どこの施設が何灯あるかということの提示をいたします。それに基づきまして、業者が今までの実績を見ながら、どれぐらいでできるかとかいう形でありますので、設計書とか設計はしておりませんので、ご理解ください。

以上でございます。

○委員（堀江健一君） ありがとうございます。いいです。

○委員長（中座敏和君） 榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） 今、堀江委員がとうとうと説明しましたが、私は大前提で考えるのは、今の筑西市において、これだけ財政不況が続いている中で、リースという新しい発注の仕方が出ました。令和5年にやった街灯のリース契約ですね。これで学んだこととかいうか、失敗したとかいうか、まず予算以前に当時の6億円からを捻出する際に、我々は地元業者のためにリース契約であっても、地元のために予算を使わなければいけないのではないのかというのが我々の仲間の出した結論でした。ですから、リース契約が上程されてすぐに可決はされませんでした。修正動議もかけました。修正動議をかけた後に可決したそもその要因は、リース会社と地元業者の契約事項で、努めて地元電気屋さんを使うという、そういう約束をしたというふうにして我々は可決したのです。でも、結果的に二十数社ある中で、たった2社しか仕事にありつけなかったというのは、リース会社のアイリスオーヤマが、100%子会社の、名前忘れましたが、その会社と地元電気屋さんとの予算の打合せをしましたときに、とても仕事をできるような予算を提示されなかった。つまり仕事ができないというのが、これは当時の電気さんの方の見方でございます。それと、もし道路でやっていますか、仕事が。幸いなことに事故がなかった。もし事故があった場合には、これ労働基準法に触れるような事故になるわけです。道路沿いの街灯1灯1灯に安全策を講じない、そういう工事をしていたのですけれども、現実には。たまたま事故がなかった。そうなりますと、結果的に、想定されるのは、もしそのときに事故でも起こすと労働基準局に責められるわけです、工事屋さんが。その工

事屋さんに指示を出した元請がこれは責められるわけですから。そうしますと、何が言いたいかという、筑西市が安全策も取れないような業者にプロポーザルで任したのかという、そういうことだってこれ起きるわけです。

それで予算ですが、堀江委員がおっしゃっているように、今の電気とLEDにしたその差額、これは1日と遅れば遅れるほどこれはかかるの分かります。でも、その予算とて、使い方として、やはり地元業者を優先して使うような方式を取れば、必ず税として返ってくるわけです。ところが、本社機能が筑西市以外にある会社と契約を結べば、ほぼ税金として返ってこないわけでしょう。そういうことのために、昨今、地域内経済還流という、そういうことの中から、令和3年に筑西市産業振興条例というもの、かなり厳しい文言の条例をつくったわけではないですか。でも、それらを見捨てるような形で、あなた方はやっているわけだし、今皆さんは定年が近いでしょうが、この今まで、毎年、前任市長は期末が迫ってくると、約10億円近い金を国に行って皆さんの力を、代議士の力を借りて、10億円近い金を4年間もいただいてきたと。こういう経済状態もございますから、堀江委員のおっしゃっている堀江論はこれは正当論です。でも、私らは私らで今の筑西市を考えるなら、何で自分たちの予算を外部にやるような方針ばかりに目が向いていて、何で地元の業者を市民のために何でやらないのだろうと。ですから、堀江論と榎戸論はあくまでも平行線です。でも、我々のグループは、何といっても、地元の財源、税金、これを使う際に、どんどん、どんどん表に、プロポーザル方式もそうだ、リース方式もそうだよね。もっと市内に、市内の業者が市民の有利になる、そういう事業というか、これからもやってほしいというのが我々の願いでありまして。

ですから、今毎日毎日ついている電球、今設計料の話もしましたが、もう既に設計料がリース会社は分かっているとおっしゃったでしょう。設計料出たと言ったでしょう。ということは、もう特定の業者に的を射て、その業者の設計料を頭に描いているのでしょう、設計料が。だから、皆さんが、こういう言い方をします。最後の取付けというのは、リース会社の方も業者がやるのです。地元の業者もやるのです。工事は同じ工事を。ただし、同じ工事をやりながら、リース会社という上乗せ分の利益になるわけです。それと、地元業者はそこに設計料もあるけれども、これも上乗せです。でも、この差がどれほどかということは調べたことないでしょう。それはなぜかといえば、多分リース会社というのは、こういう仕事の例をたくさん持っていますから、見ただけで何灯でどれだけの設計料というアバウトな予算が出るから出るので。ところが、地元の業者に頼むと、1灯1灯設計士が入ってやるから、設計料が上増しだと言うけれども、全体論で考えれば、それは設計料にそんな大差はないわけですから。

ですから、地元の、私は悲しいと思ったのは、リースが本当に、リースが早いといっても、早いほうはつくる早いやり方がESCO事業というのは知っていたでしょう。そういう案もあったのです。でも、ESCO事業をそっちに置いておいて、一番最初にESCO事業を唱えたのは須藤市長ですから、紛れもなく。ところが、当時の部長さんは、いつの間にかリース会社と契約してしまった。それで流れが来てしまったわけです。皆さん知らない人もいますが、一応ESCO事業の話をして、ESCO事業というのは、英語の頭文字なので説明を省きますが、市と地元事業者と地元金融機関、三位一体となって、いわゆる3万灯の一気にやるために、その経費というか、予算というものは銀行に委ねる、それをリースと同じように等分してそれで返済していくと。毎年毎年出る利益、その利益を返済分に充てるという方法を取るESCO事業というのが今あちこちでやっています。面的な整備ではありませんが、近いところでは県立

医療大学、もう1つが常総市の小学校か中学校やっています。そういう方法もあったのです。ところが、前の前の部長さんかですか、名前申し上げませんが、須藤市長に言わせると、強引にリース会社と契約してしまったという話です。ですから、私は説明のような質問のようなちょっとおかしな話ですが、ここで聞きたいのは、1つ質問しますね。もし街灯工事をやっていたような、あのような危なっかしい会社が本当にやるのか。今度は地元の業者のように、地元というのはもうこれやったのみんな地元ですから、そういう方にやった場合の差額というのがこれ必ず出ます。大手は、地元が4人でやらなければならないというのを1人でやりなさいというから、地元はやれなかった、前回。ですから、今度プロポーザルで選定するリース会社があるようにきちんと契約できるのか。あるいは100%と言わずともせめて50%ぐらいは地元事業者に仕事を頼むと。しかも正当な値段で頼むと、それぐらいの契約をしてもらわないと、我々ではないです。議員のプライドやそんなのはどうでもいい。地元業者のために我々はそういうことを、地元業者の要望、熱望を受けて我々はこういう代弁をしているわけですから。ですから、確かに早くやれば、ほいっと投げれば、多分令和5年、今令和7年ですが、街灯も室内もそういうものがきちんとなっていれば、多分我々も賛成したと思うのです。もっと早く電気料が安くなったかもしれません。ですから、2つ。1つは、今回の地元業者がせめて半分ぐらいは使ってもらえること、それも正当な、ふだんやっている予算をつけてもらう。それと、残りの半分で、前回労働基準局にお叱りを受けるような雑な工事は絶対しないという、それを2つお約束してもらえますか。

○委員長（中座敏和君） 板橋財務部長。

○財務部長（板橋 勝君） 答弁いたします。

まず、お2つの質問ということなのですが、まず1つ目の質問、市内業者の活用ということなのですが、全員協議会の中でも説明させていただいたと思うのですが、プロポーザルの配点が全部で200点、そのうち40点、こちらを市内業者の活用ということで、そこに焦点を当てた評価項目を設けました。その40点というのは、価格点と同一のような点数となっていますので、今回契約上価格というのは大きなウエートも占めますし、そこってどうしても譲れない部分なのですが、それと同等の配点ということで配点させていただきました。その中で、今度は実際に評価するときに、委員がおっしゃったように、どのぐらいの業者を活用してくれるとか、そういった中を今度は審査員がしっかりと審査していこうというふうにまず考えております。その点でまず担保をさせていただきたいと思っています。さらには、今度優先交渉権者ということで、業者が決まったときに、またそこら辺の条件をもう1回しっかりと確認して、契約に至りたいと思っています。

それから、2点目の安全面ということなのですが、これについてはプロポーザルの要綱の中で、そういった安全面を確保するということはしっかりとうたっております。こちらにつきましても、その優先交渉権者が決まりました暁には、その契約の中で、しっかりと安全にできるようなということで、そういったことを交渉した上、後で確認した上で契約するというふうな方法を考えて担保していければと思っています。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） ここで、市長、副市長は公務の都合により退席となります。

榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） 今市長と副市長に質問しようと思ったのですが、実は、お二方の説明を聞いて。

では、市長代理、副市長代理に聞いて、これからの筑西市は先々不安が多いです。この部は、いわゆる筑西市の金庫番でしょう。一番神経を使って、神経すり減らして、予算、お金ですから、税金ですから大変だと思ふ。その中で考えてほしいのは、これから苦しくなるであろうという筑西市に、いかにしたら、費用を、予算を使うのに、予算を縮小して、税収を上げるという。ですから、この7億円でも7億5,000万円でも、これは地元を使わなければ還元されないわけですよ。ですから、そういうこと、あれやこれやと一丸となって、市の税収が上がるような工夫というものを、あなた方はキーポイントというのですか。ですから、最後、お願いでいいですが、市長と副市長に聞いたかったのは、これからの税収であれもこれもちょっとまとまったお金はみんな大手商社や大手企業に持っていかれてしまう。そういうのは何とか。なぜかという、難しい工事とか、とても手が届かないというものを予算化ではなくて、全て自前で筑西市で消化できる、仕事ができる、そういう案件ばかりですから。だから、それをお願いして、市長、副市長、ご苦労さまでしたと言いたかったのだ。

○委員長（中座敏和君） いいですか、聞かなくて。

○委員（榎戸甲子夫君） もういい。本当に同じなもの。

○委員長（中座敏和君） あと、石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） 6月議会の提案のときに、106施設一括リースという提案がありましたが、そのときに電気料削減効果、年間約5,000億円という説明でありましたが、5,000万円。5,000億円。5,000万円です。という説明ありましたが、これはどういった計算に基づいたものか伺います。

○委員長（中座敏和君） 坂谷管財課長。

○管財課長（坂谷康弘君） 答弁いたします。

リース会社のほうに、各施設の電気料、今かかっている電気料をまず提出して、先ほど言ったようにどういう施設が何棟あるかは分かっていますので、では一括でLED化したときにどれだけ電気料が削減できるかという、ある意味試算をしてもらったという形でございます。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） そうしますと、次に今回12月の提案では、40施設になりましたけれども、この削減効果は年間約4,800万円という説明がありましたが、これについて伺います。

○委員長（中座敏和君） 坂谷管財課長。

○管財課長（坂谷康弘君） 答弁いたします。

106施設から40施設に変更になりました。その際、改めて今回電気代高騰とかというのを加味した上で、今回4,800万円というような試算をしております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） ということは、リース対象を106から40に減らしたことで、削減効果、これも減少しているという認識でいいのかどうか伺います。

○委員長（中座敏和君） 坂谷管財課長。

○管財課長（坂谷康弘君） LED化することによって、5,000万円の削減効果が、施設が減ったことによって、200万円減の4,800万円という形で計上しております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 板橋財務部長。

○財務部長（板橋 勝君） すみません。今の5,000万円から4,800万円と言っているのは、リースによって削減効果なので、200万円分は工事によってLED化しますよってそういう意味です。だから、当初で7億5,000万円で106施設やるときの5,000万円というのは変わらないのです。4,800万円と言っているのは、106施設が40施設、66施設は工事でやるので、リースによって削減される電気の削減効果は4,800万円ですということによって、残りの200万円は工事の分で削減される効果は200万円ですと言っているのです。削減効果の5,000万円は変わってはいないのです。要は切り分け、リースと工事と2つに切ったので、あくまでも今回4,800万円、リース分では4,800万円、工事分については200万円という、そういうふうにご理解いただければと思うのですが。

○委員長（中座敏和君） 大丈夫ですか、石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） なるほど。よく分かりました。それと、このLED化の事業なのですが、契約が遅れば遅れるほど削減効果が得られない期間が延びる、そうした理解でよろしいのでしょうか。

○委員長（中座敏和君） 坂谷管財課長。

○管財課長（坂谷康弘君） そのとおりです。LED化が1日でも遅ければ、その分また電気代が多くなる形になります。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） よろしいですか。

石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） すみません。そうしますと、市民にとってですが、早くこのLED化を取りかかり、少ない費用で安定した削減効果が得られる、こうしたこの3点が重要なのですが、その観点から見ると、リース方式というのは、合理的というふうに受け止めてよろしいのかどうか伺います。

○委員長（中座敏和君） 坂谷管財課長。

○管財課長（坂谷康弘君） 答弁いたします。

リース方式によれば、総事業費の抑制、そして取付けまでに係る事業費の短縮、そしてこれからその設計書をつくる、担当課がつくらないという事務費の軽減、そのようなスケールメリットを考えて提案していますので、LED化については必要だと我々は考えております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） すみません。そうしますと、今説明があったように、スケールメリットが得られるという理解でよろしいのね。分かりました。

○委員長（中座敏和君） 大丈夫ですか。

國府田委員。

○委員（國府田和弘君） ちょっと私のほうからは、論点の整理をちょっとさせていただきたいと思っております。プロポーザルで行う場合と、例えば一般競争入札を行う場合とあるかと思えます。今はプロポーザルが最適解だよということで、今プレゼンを受けているのですけれども、それが最適解である理由がちょっとまだ僕には明確にはなっていないくて、これまでも筑西市の中で、それ市外も市内も一緒だと思う

のですけれども、プロポーザルで行う事業と一般競争入札で行う事業、これいろいろあったと思います。この過去の事例を基に、何でこういう事業はプロポーザルがよくて、こういう事業は一般競争入札がいいのか、これをちょっと過去の事例も含めて、今回のものと比較しながらご説明いただけるとありがたいです。お願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 坂谷管財課長。

○管財課長（坂谷康弘君） 答弁いたします。

一般的に入札というものは、条件を付した上で参加者の価格競争のみで事業者を選定いたします。一方、プロポーザル方式を選定する意図というのは、価格以外に重要としたい項目を含めて総合的に評価し、事業者を選定したいと考えています。つまり価格で決まる話ではなくて、どういうふうにやっていただける、市にとってどのようなものを提案していただけるかをそれを採点をして決定していきたいと。今回のLED化事業におきましては、価格のほかに市内事業者の活用や業務フロー、業務スケジュール等、全12項目、お示ししましたとおりですが、総合的に評価したいためにプロポーザルを採用しております。この点でまた強調したいので、申し訳ございませんが、やはり言われました価格と同等に市内事業者をどのように活用していくかというのは、厳しくというか、ちゃんと聞いて、しっかりと進めていきたいと思っておりますので、特に価格と市内事業者の活用について重要する点でやっております。ほかのプロポーザルの、市の事業につきまして言いますと、私前回の屋外のとときとその前の庁舎解体しか担当しておりませんので、ちょっと私の中で経験談が少なくて申し訳ないので、ちょっと言えなくて申し訳ございません。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 板橋財務部長。

○財務部長（板橋 勝君） すみません。プロポーザルについて補足させていただきたいのですが、私昔情報部門の担当におりまして、内部情報系でパソコンの管理ですとか、職員が使っている共有フォルダとかという、そういったシステムを導入する、特にプロポーザルは提案依頼という言葉になるのですが、市としてやってもらいたいことがあって、それに関して提案してくださいと、そういった形で依頼するようなもので、そのシステムが自分たちでどういったものが欲しいのか、ちょっとこういうもの欲しいのだけれども、具体的に分からない場合などをプロポーザルで提案してもらって決めていくというのが多いです。だから、実際にもう物が決まっているのであれば、プロポーザルではなくて、今言った価格を重視する競争入札でやるという、ちょっとそういうふうな考え方でやっていくのかなと思っております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 國府田委員。

○委員（國府田和弘君） ありがとうございます。ということは、基本的にプロポーザルで行うもの、事業に関しては自分たちは知識がないよ、だから教えてください、こういう提案くださいというふうな認識でよろしいでしょうか。まずこの確認をお願いします。

○委員長（中座敏和君） 板橋財務部長。

○財務部長（板橋 勝君） すみません。そういった場合もありますし、例えば下館庁舎の解体なんかはプロポーザルでやりました。そのときになぜプロポーザルでやったかということ、単なる解体であれば価格競争になると思うのですが、下館庁舎については周りに人家があるので、解体する上でどういった形で近隣の住民の方に配慮してもらおうとか、そういったことも重要視したかったということがあって、プロポー

ザルにしました。ですので、委員がおっしゃったように、自分たちが分からないことでの提案という場合もありますし、あとは重視して、価格以外でやっぱりどうしても配慮してもらいたい項目があった場合はというふうな場合もございます。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 國府田委員。

○委員（國府田和弘君） ありがとうございます。

では、今回のこのLEDの件に関しては、どちら側だと認識しておりますか。

○委員長（中座敏和君） 坂谷管財課長。

○管財課長（坂谷康弘君） 答弁いたします。

やはり前回の議員からの提案がございましたように、市内事業者の活用というのを我々はまず第一に考えた上で、今回7億円という提案をしております。その中で、先ほど言ったプロポーザルの点数であったということなので、価格と同等に内容について、市内事業者の活用、提案については考えております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 國府田委員。

○委員（國府田和弘君） ありがとうございます。

市内業者についてはそうなのですが、商品の例えば電気つけるときのこの器具とかのスペックなどそういうふうな詳しいことというのは、きちんと評価できる体制になっているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○委員長（中座敏和君） 坂谷管財課長。

○管財課長（坂谷康弘君） 答弁いたします。

機器につきましては、日本国内に本社を置くメーカーの製品であることをまず大前提にしております。その中のどのようなもの、今ついているものを交換しますので、同じ照度もしくはそれ同等以上の製品のものを提案するようにしております。ですので、我々としては製品についてはちゃんとしたものを依頼していく仕様に定めております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 國府田委員。

○委員（國府田和弘君） それを今回プロポーザルで評価するかと思うのですが、その評価というところに、きちんと評価する方が、多分副市長、部長とか、そういう担当とかの方になると思うのですが、その方がきちんとそういうことに対して評価できる状況にあると考えているのか、お願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 坂谷管財課長。

○管財課長（坂谷康弘君） 答弁いたします。

プロポーザルに当たりましては実施要領を定めて、審査する方にはその旨、どのようなものを採点してほしいということを説明いたします。要領には、先ほど言った国内メーカーであったり、製品の一応仕様を書いております。その資料に基づきまして、提案書をやっています。その提案書はちゃんと合っているか、またプロポーザルのときに聞き取りをするわけですね。本当にちゃんとした、ちゃんとしたという言葉が悪くて申し訳ないけれども、しっかりとした製品を提供いただけるか、我々が合致するような製品

がいただけるかということもちゃんと聞きますので、よろしくお願いします。

○委員長（中座敏和君） 國府田委員。

○委員（國府田和弘君） ありがとうございます。いろいろとご説明ありがとうございます。

では、ちょっと意地悪な質問になってしまうかもしれないですけども、逆にプロポーザルがいい、ただそうなった場合、だからプロポーザルにも、一般競争入札、どっちでやったとしても、必ず欠点があるかと思うのです。その欠点というのをどういうふうに認識しているか、プロポーザルになった場合には、こういうところをきちんと見ていかないといけないよねというところがあるのか、どういうふうなリスクを考えているのか、それに対してどうヘッジしていこうと考えているのか、よろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 坂谷管財課長。

○管財課長（坂谷康弘君） 答弁いたします。

まず、プロポーザルを行いまして、提案力を審査いたします。その中で、A者、B者、C者来ていただければ、A者がもし優先交渉権者であった場合、その提案理由がもしちゃんと合っているかどうかということの詳細協議をいたします。つまり我々が懸念している案件について、例えば提案はしましたけれども、実際にはできませんでしたということになれば、それはある意味、優先交渉権者としては意味がございませんので、その場合は優先交渉権者が企業努力が足りなかったということで、優先交渉権者が辞退する場合もありますし、我々が却下する場合もございます。なので、我々としては我々の合致するようなものについて、優先交渉権者がもちろんそうなのですけども、優先交渉権者が全てではないと。つまりよりよい事業者に対して、どんどん、どんどん深く持っていくのがあります。つまりすみません。申し訳ありません。プロポーザルについては、プロポーザルの審査については、もし欠点があるかもしれません。でも、その結果を補う次の策があるということでご理解ください。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 國府田委員。

○委員（國府田和弘君） ありがとうございます。確かにいろいろもちろん欠点、どちらもメリット、デメリットあるかと思うのですけれども、そこで先ほど点数が地元業者の配点というので40点というのを言われていましたけれども、例えばこれが38点とつけましたと。それ39点と37点の違いは説明できますかというところになってきてしまうと思うのです、これ点数つけるってなると。その違い、これなかなか難しいと思うのですけれども、その1点差の説明というのはつけられるのかつけられないのか、ちょっとこれお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 坂谷管財課長。

○管財課長（坂谷康弘君） 答弁いたします。

先ほどプロポーザルの実施に当たりましては、審査委員の皆様にも、このような形で採点をしますって形をお願いしております。その中での配点なので、例えばすみません。審査委員が何点を基準にしているかってところまではそこまではちょっとそこは内心というか、そこまでちょっとできませんので、ご理解ください。ただ、40点満点で、例えば零点はこうですよという形はある程度、例えば40点はこれだけもともと用意していますとか、零点は何もしていませんとかいう形はちゃんとそれは説明したいと思います。ただ、その1点や何点の差は、我々はちょっと内心の話になっているので、ちょっと言えないと思います。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 國府田委員。

○委員（國府田和弘君） ありがとうございます。

では、採点の構成する人員についてちょっとお伺いしたいのですけれども、審査委員というのは多分、副市長、部長、担当の課長とかになるかと思うのです。基本的には、行政の方という認識をしております。そうなると、簡単に言えば単一の属性の方ということは、もしかしたら、ほかの目が入らないと見抜けない問題というのが見落としがあるかもしれないということがあるかと思うのですけれども、その点どういうふうに考えているか、見落としがちゃんとないようなシステムになっているのか、お伺いいたします。

○委員長（中座敏和君） 坂谷管財課長。

○管財課長（坂谷康弘君） 答弁いたします。

まず、このLED化事業につきましては、市の事業でございます。市の行政事業の一環でございますので、市の行政がうまく活用できるかというのがまず第一だと思うのです。それに対して、そのような目で採点していただきたいと考えております。漏れといいますというのは、例えば違う視点で言うことはあるかもしれませんが、それこそそれは逆に行政の視点をちゃんと持っていただきたいと思っておりますので、そこは先ほど説明上がったときにも、しっかりと説明したいと思っております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 國府田委員。

○委員（國府田和弘君） 分かりました。ご説明ありがとうございました。

以上になります。

○委員長（中座敏和君） 水柿委員。

○委員（水柿美幸君） よろしく申し上げます。今、國府田委員からもありました、まずプロポーザルとかについてちょっとお伺いしていきます。

まず、屋外LED化事業のプロポーザルの評価点についてちょっと確認させていただきたいのですが、前回全員協議会でお配りしてもらった資料の中で、特出し項目ではなく一つの項目、これでは施工工事の妥当性と維持管理方法の体制というのに、それぞれ市内業者の活用が基本となっているか、この中に3つの項目がありまして、市内事業者が基本となっているかというの以外に2項目ありますので、配点基準は15点ということで、市内業者の活用に関する配点は各5点ずつで、合計マックスで10点、110点の中、市内業者は、活用については10点ぐらい、約1割程度だったという認識でよろしいでしょうか。

○委員長（中座敏和君） 坂谷管財課長。

○管財課長（坂谷康弘君） 答弁いたします。

12月3日の全員協議会のときに、屋外照明の審査基準を公表いたしました。そのときに4番の施工工事の妥当性というふうな項目の中の3つの項目、市内事業者の活用が基本となっているか、施工体制は万全か、工事の安全面について工夫があるかという3項目で15点とやっております。ですので、15点のうちの、ある意味審査員の方は5点ずつ配分をしたという形になっているかと思っております。また、6番目の維持管理につきましても、同じように市内事業者の活用とかということで3項目やっております。ですので、施工工事の妥当性や維持管理の体制ということで、5点、5点で110点満点中の10点という形で採点をしている方も多かったと思われまして、それ私の感想で申し訳ございませんが。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 水柿委員。

○委員（水柿美幸君） そうしますと、一方で、今回の審査基準、今回12月3日に提出していた、全員協議会でいただいた資料の中では、地元業者の活用というのを、これ6月議会の委員会の質問の中でも活用していただきたいという旨を、100%だと独占禁止法に引っかかるからできないということなので、特出しして出してほしいということで、今回200点満点のうち、40点の配分を設けていただいているということは、これ約2割なので倍増している、それだけ配慮していただいたということによろしいでしょうか。

○委員長（中座敏和君） 坂谷管財課長。

○管財課長（坂谷康弘君） そのとおりでございます。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 水柿委員。

○委員（水柿美幸君） そうしましたら、市内業者の活用は40点、前回よりは倍増しているのですが、金額、価格評価のほうでも、40点、同点数になっております。この2項目を同じ配点にしているその理由というか、狙いについてお伺いします。

○委員長（中座敏和君） 坂谷管財課長。

○管財課長（坂谷康弘君） 答弁いたします。

前回の6月議会のときに議員のほうから、市内業者の活用をもっと図れというようなご提案がございました。我々は、今回のプロポーザルを成し遂げたいということがございますので、まずその配点をなるべく高くということを考えております。しかし、一方、提案額、価格についても、これを逆に下げるということ、つまり市内事業者活用のほうを高くするということは、やはり先ほど来の厳しい財政ということを考えますと、やはり最高点、最高点というのは我々が出せるやり方だと思いますので、ご理解ください。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 水柿委員。

○委員（水柿美幸君） そうしますと、市内業者の活用ということと、価格についてもやっぱり同程度のレベルで見えていくという認識でよろしいですね。

次に、安全性について伺っていきます。全員協議会において、屋外LED化事業の設置工事で、先ほども榎戸委員からありましたが、本来必要とされる4人仕事だというようなところで、1人仕事をしていて危ない、危険な作業が行われていたのではないかとの発言がありました。これについて、市に対して危険な作業に関する通報や苦情が寄せられていたのか、また工事期間中に事故やヒヤリ・ハット事件、事例が報告されていたか、お伺いします。

○委員長（中座敏和君） 坂谷管財課長。

○管財課長（坂谷康弘君） 答弁いたします。

先ほど答弁いたしました、プロポーザルの実施要領及び仕様書の中で安全対策、安全管理について定めております。具体的には受託者の責任において、法令を遵守した対応の徹底をお願いしております。また、施工に伴う責任はもちろん受託者が負うようにリスク分担表にも定めております。前回の屋外施工時の件なのですが、屋外施工時の安全対策不十分だったという話は、申し訳ございませんが、我々のほうには届いておりませんでした。また、請負業者には一応聞き取りをしたのですけれども、そのときには法令

を遵守し、安全対策を講じた施工を実施したということを知っています。ただ、それは我々の話でございますので、ご理解ください。

○委員長（中座敏和君） 水柿委員。

○委員（水柿美幸君） そうしますと、屋外LED設置工事は、結果として安全に実施されたと市は認識しているということでしょうか。

○委員長（中座敏和君） 坂谷管財課長。

○管財課長（坂谷康弘君） そのような認識ですが、次回についてはそれを、そのようなお言葉があった、ご注意があったというところを含めて、先ほどのプロポーザルのときに市内業者の活用の安全面についてはしっかりと聞いていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 水柿委員。

○委員（水柿美幸君） これ今後の屋外でそういう事例が聞き及んでいるということで、今後気をつけて指導していくということでしょうか。

それから、先ほど國府田委員も触れられましたが、灯具の品質についてちょっとお伺いしていきます。特定のメーカーの品質を議会や委員会で断定的に評価することは、客観的根拠がなければ、事業者の信用を不当に損なうおそれがあると思っておりますが、市としてはメーカー名ではなく、性能基準、規格、実績に基づき評価するというようなご答弁だったと思うのですが、その理解でよろしいでしょうか。

○委員長（中座敏和君） 坂谷管財課長。

○管財課長（坂谷康弘君） 要領にもうたっておりますが、そのとおりでございます。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 水柿委員。

○委員（水柿美幸君） すみません。そうしますと、次、屋外LED化事業について、終わったことなのですが、活用された地元事業者の数と割合についてお伺いします。

ナイター照明以外は地元業者の2社で全て設置されたという話を聞いたのですが、耳に入ったのですが、それで間違いないかどうかお伺いします。

○委員長（中座敏和君） 坂谷管財課長。

○管財課長（坂谷康弘君） 防犯灯、道路等につきましては、ほぼほぼを全部やりましたので、以上でございます。ナイター照明はやっていません。

○委員長（中座敏和君） 水柿委員。

○委員（水柿美幸君） そうしますと、ナイター照明以外は市内業者、私たちに説明いただいたのは、2社だけということだったのですが、ナイター照明を除けば市内業者が100%という、蓋を開ければ100%ということだったということでしょうか。確認します。

○委員長（中座敏和君） 坂谷管財課長。

○管財課長（坂谷康弘君） すみません。ナイターと、すみません。公園の照明については違いました。そのほかの街路灯、防犯灯、道路等については市内業者2社がやりました。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 水柿委員。

○委員（水柿美幸君） そうしますと、地元業者が取れないということではないのかなということですね。リース契約だと安く請け負わされているという問題もあって、私なんかもそう思っていたのですが、屋内設置業者の方、この間の屋外LEDの設置業者の方に、設置後のアンケートなんかは取っているのかどうか、またその金額的なアンケートなんかを取っているのかお伺いします。

○委員長（中座敏和君） 坂谷管財課長。

○管財課長（坂谷康弘君） 答弁いたします。

施工業者から確認したところ、2社については金額についても特に問題はなかったと。また、もう1社のほうでも金額も十分で、今後もあればやりたいというふうなことを業者のほうから伺っております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 水柿委員。

○委員（水柿美幸君） そうしますと、ちょっと屋外のLEDの事業の実績を鑑みますと、市内事業者が公園とナイター施設以外はやったということで、全て市内業者だったし、市内業者2社だった、2社で賄えたということですね。2社と言っても、全て、数でいえば割合で言えば、全てです。金額的にも問題なかったということの確認ですが、それでよかったです。

それから、市内業者の活用と言いますが、6月の討論でも9月の議会の一般質問でも、ある議員からは電気業界の団体名を言われておりましたが、市内の電気事業者は全てその団体に所属されているのかをお伺いします。

○委員長（中座敏和君） 坂谷管財課長。

○管財課長（坂谷康弘君） 分かりません。すみません。

○委員長（中座敏和君） 水柿委員。

○委員（水柿美幸君） 分かりました。

それでは、今回提出されている工事請負となった場合、工事請負のほうですね、5,000万円寄せたほう、66施設。この場合、全ての地元業者が工事を請け負うことができるのか、お伺いします。

○委員長（中座敏和君） 坂谷管財課長。

○管財課長（坂谷康弘君） 答弁いたします。

200万円以内の随意契約の工事、例えば消防小屋の取り替えについては、それは市内業者とかその担当の所管課が見積りを取ってやるということはできると思いますが、入札になりますと、それは入札の話になりますので、それが市内事業者確約ということはちょっと難しいかと思われまます。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 水柿委員。

○委員（水柿美幸君） 次に、ちょっと12月3日のこの説明のプロポーザルで、この評価基準は今までの説明とか答弁を聞いておられますと、6月議会案に戻したとしても、これは生きてくるのでしょうか。適用可能かどうかお伺いします。

○委員長（中座敏和君） 坂谷管財課長。

○管財課長（坂谷康弘君） 6月議会のときのプロポーザルの案の実施要領は議会には示しておりませんでした。つまり配点が分からない状態でした。ただ、我々としては、同じような感じで点数について考えていたのですが、ただそれは説明をただけであって、何も示していなかったもので、今回につい

ではちゃんと点数の違いはつきり分かるようにしております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 水柿委員。

○委員（水柿美幸君） では、6月議案のほうの議案で、このプロポーザルで業者選定をするということが制度上可能なのかどうかお伺いします。可能なのですよね。すみません。

ここまでのお話を整理すると、工事請負にしたことで、設計費とかかかかってきてしまって、総事業費が膨らんでしまう、またリースを減らしたことで、削減効果の享受が少し遅れてしまう。今回のプロポーザルで、市内業者の配慮は十分にされている。また、前回の屋外LED化事業でも、地元業者がきちんと入って、2社入って、2社で全て設置工事をして、金額的に問題ないという認識でよろしいでしょうか。

○委員長（中座敏和君） 坂谷管財課長。

○管財課長（坂谷康弘君） お見込みのとおりでございます。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 水柿委員。

○委員（水柿美幸君） 不適切発言をお控えください。それであれば、6月議会提出案のリースに戻しつつ、今回のこのプロポーザルの内容で評価するということが一番合理的なのではないかと思いますが、ちょっとそこのお考えをお伺いします。

○委員長（中座敏和君） 坂谷管財課長。

○管財課長（坂谷康弘君） 可能であれば、6月の議会にはしたいと思っています。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 水柿委員。

○委員（水柿美幸君） 可能であればということですね。

今回工事請負に振り分けたことで、設計費を含めて、事業費が増えてしまったこと、そしてリース体制を減らしたことで、電気削減効果が先送りになる部分があるということ。一方で、市内業者の活用については、しっかりこのプロポーザルで評価点を高くして、市内業者に十分配慮されているということが明らかになったと受け止めております。市民負担を抑えながら事業効果を最大化し、かつ地元業者の参画も確保するという点では、6月議会の提案時のリース内容に戻し、プロポーザル評価基準は12月3日の全員協議会のこれで審査していただくということが最も合理的な整理だと考えますが、ここで議員として、債務負担行為を7億円から7億5,000万円に増額補正するということはできるのでしょうか。

○委員長（中座敏和君） 板橋財務部長。

○財務部長（板橋 勝君） 地方自治法第97条第2項の法律にありまして、議会は、補正予算を増額して議決することを妨げないというふうなことになっていまして。ただ、そのときに、市長の予算の執行権を侵してはならないと言って、この意味というのは、要は市長が発案した予算について、それをまるきり新たな目的の予算を提案するとか、あるいは手段を全然まるっきり違うものに変えてしまう、そういった増額はできないよということなので、今回の場合には、LED化ということで、市としてLED化をお願いしているわけなので、それは目的は変わらないと思いますし、手段も変わらないので、その意味、それにそういった点で増額は可能かと思います。予算という私伝えましたが、予算というのは幾らというふうな実際の金額で予算執行するだけでなく、債務負担行為ですとか、あと継続費とかそういった予算もあ

ります。そういったものも含まれて予算というふうに解釈しておりますので、可能かと思えます。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 水柿委員。

○委員（水柿美幸君） 地方自治法第97条第2項で、私もちょっと調べたのですが、削減はできるけれども、増額補正はできないというような趣旨があったのですが、微妙なところなのでお伺いしました。増額補正が今回のような場合にはできるということで、後ほどですけれども、6月議会の提案に戻して、プロポーザルは12月3日のプロポーザルでやっていただくような修正案を提出したいと考えております。

以上です。

○委員長（中座敏和君） ここで休憩といたします。

休 憩 午前11時 2分

---

再 開 午前11時15分

○委員長（中座敏和君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質問はありませんか。

鈴木副委員長。

○委員（鈴木一樹君） お疲れさまです。まず初めに、ちょっと単刀直入に聞かせていただきたいのですが、これ当初からプロポーザル方式にこだわる理由というのはそもそも何なのか、お伺いをいたします。

○委員長（中座敏和君） 坂谷管財課長。

○管財課長（坂谷康弘君） 答弁いたします。

プロポーザル方式にすることにより、提案、どのように早くつけていただくか、どのように市内事業者が参画を促すかという形で入札方式でない方式を考えました。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 鈴木委員。

○委員（鈴木一樹君） これ何で聞いたかという、最初に出たとき、そしてまた6月、そこから月日たちましたけれども、いろいろな議員からいろいろな提案があったと思うのです。この間の全員協議会でも藤澤委員のほうから、物は大手に発注して、取付けはJVでやったほうがいいのかという提案もあったと思うのですが、そういった点というのは考えなかったのか、お伺いをいたします。

○委員長（中座敏和君） 坂谷管財課長。

○管財課長（坂谷康弘君） 答弁いたします。

今回は物品調達によるリース方式でございますので、工事ではないという形でJVはちょっと取りませんでした。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 鈴木委員。

○委員（鈴木一樹君） となると、そもそも債務負担行為7.5億円というのがありますけれども、これという

のは、誰がどのように積算してはじき出したのか、それをお伺いいたします。

○委員長（中座敏和君） 坂谷管財課長。

○管財課長（坂谷康弘君） 答弁いたします。

まず、対象施設106施設を絞りました。そのうち、今かかっている電気代、そして灯具の内容について、灯具がどれくらいあるかということをリース業者、あとは複数のリース業者にも聞いて……

（何事か呼ぶ者あり）

○管財課長（坂谷康弘君） （続）106施設を選定いたしまして、その中の今かかっている電気代はもちろん分かっていますので、あとそこにある灯数についても調べました。その中でリース業者について見積りを徴して、あと複数の意見も聞きながら、この金額を決めました。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 鈴木委員。

○委員（鈴木一樹君） 以前我々の説明の中では、アイリスオーヤマのほうが無料で設計をやったという話をちらっと聞きましたけれども、それというのは間違っていないのかお伺いいたします。

○委員長（中座敏和君） 坂谷管財課長。

○管財課長（坂谷康弘君） 答弁いたします。

令和4年度だと思いますけれども、アイリスオーヤマのほうで調査が無料で行いました。以上でございます。

すみません。令和4年度にアイリスオーヤマに無料調査を行いました。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 鈴木委員。

○委員（鈴木一樹君） そこで、お伺いをしますけれども、屋外に関してはアイリスオーヤマでやられた。仮にまた屋内に関しても、アイリスオーヤマでやられたというふうになると、これ無料で設計をしてもらって、積算出してもらったというふうな捉え方ですけれども、これというのは請け負って大丈夫なのか。

○委員長（中座敏和君） 坂谷管財課長。

○管財課長（坂谷康弘君） 企業提案でございますので、請け負っても問題ないかと思われま。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 鈴木委員。

○委員（鈴木一樹君） 請け負って問題ないというところですが、そもそも7.5億円という価格自体がこれひとり歩きしている感じしますけれども、これ市ではちゃんと確認はしたのですか。

○委員長（中座敏和君） 坂谷管財課長。

○管財課長（坂谷康弘君） 答弁いたします。

まず、見積り額を算定するに当たりまして、複数の業者から見積りを徴しました。その中で、多くの事業者が参画できるような形で7億円という債務負担行為を設定いたしました。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 鈴木委員。

○委員（鈴木一樹君） 仮に今回350万円という数字で設計出ていると思うのですが、それであるの

であれば、全部を設計会社に入札かけてから、そこから債務負担行為にかければよかったのではないのかなというふうに思うのですけれども、その辺の認識はどう思われるか伺います。

○委員長（中座敏和君） 坂谷管財課長。

○管財課長（坂谷康弘君） もし、106施設を全部という。

○委員長（中座敏和君） 鈴木副委員長。

○委員（鈴木一樹君） そうです。

○管財課長（坂谷康弘君） 前回の6月議会のときに市内事業者の活用というのがございましたので、そこでスケールメリットを考えた上での40施設と66施設に分けたので、そういう形になりました。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 鈴木委員。

○委員（鈴木一樹君） いいですか。そうしたら、ちょっと金額面についてお伺いしたいのですけれども、106施設を40施設に減らして、5,000万円今回削減したという話ですけれども、先ほど堀江委員の質問にもありましたけれども、7,500万円から1億円ぐらいかかるといのはもう金額が出ているわけではないですか。その概要が出ているということは、1つ当たりとか1施設当たりの単価なんかももう出ているということで、お伺いいたします。出ているのですか。

○委員長（中座敏和君） 坂谷管財課長。

○管財課長（坂谷康弘君） 答弁いたします。

5,000万円というのはリースをした場合の7億5,000万円が5,000万円減りました。そこから全然、その1施設1施設のやつはやっていませんので、あくまで5,000万円を基にした1.5倍から2倍という形で説明しております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 鈴木委員。

○委員（鈴木一樹君） 前回の6月からやや半年たっているわけですけれども、何でこれ地元の業者に積算を依頼しなかったのかお伺いをいたします。

○委員長（中座敏和君） 坂谷管財課長。

○管財課長（坂谷康弘君） 答弁いたします。

リース方式は物品調達方式でございますので、工事をするわけではございませんので、見積りを徴することができませんでした。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 鈴木委員。

○委員（鈴木一樹君） ということは、本当に最初にとったアイリスオーヤマの設計を重視して、この金額をはじき出しているという認識になってしまうのですけれども、複数の業者というのも、ざっくり過ぎてあんまり分からないので、もうちょっと詳しくその点の部分を教えてください。

○委員長（中座敏和君） 坂谷管財課長。

○管財課長（坂谷康弘君） 答弁いたします。

複数のリース業者について行いまして、そこでこの施設どれぐらいリースにすると幾らかかるかって形のサンプルを取っております。その上で、今回の提案額を上程しております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 鈴木委員。

○委員（鈴木一樹君） 私が、参考までなのですけれども、私が聞いた話だと、全部の工事を含めて4億円を切ることができるようなことも聞きました。なのに、何でこっち地元の方々から見積りを取らなかったのか。前回私は反対させていただきましたが、その最大の理由としては、地元、筑西市には産業振興条例という独自の条例がある中で、地元の業者への配慮が足りない、地元の業者の育成という観点からかけ離れるのではないのかなというところで、私は反対させていただいたのですけれども、その中でこの半年間、何で地元の業者の方々に話を聞いたりとか、見積りを取ったりとか、そういうことをしなかったのか、もう1度お尋ねします。

○委員長（中座敏和君） 坂谷管財課長。

○管財課長（坂谷康弘君） 答弁いたします。

まず、我々としてはスケールメリットを考えまして、事業費の抑制等を早くつけたいということと事務費の軽減を考えております。早くつけられるということにつきましては、地元業者へ工事発注しますと、設計書を作成しなくてはいけないということで、時間がかかるということで、今電気代の削減効果を得られるには、ちょっと今向かないのではないかとということで、先ほどの答弁にあります、物品調達のほうが削減効果を得られるということでそれを考えてやりました。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 鈴木委員。

○委員（鈴木一樹君） スケールメリット、スケールメリットという話ありますけれども、どういったところを一番のスケールメリットと考えているのですか、これに関して。

○委員長（中座敏和君） 坂谷管財課長。

○管財課長（坂谷康弘君） 答弁いたします。

一括で2万7,000灯を大量発注、仕入れすることによって、物品を安く抑えることができるのがまず……  
(何事か呼ぶ者あり)

○管財課長（坂谷康弘君） (続) 2万7,000灯のLED灯具を一括で購入することによって、安く物を買うことができるのがまずスケールメリット、物品の形です。

次に、先ほど言ったように、事業期間の短縮、工事発注ですと、先ほど申し上げたように、設計書を作成した上で工事入札という形なので、我々としては予算取りを2回、工事の設計について1回、工事の入札について2回予算を取りますので、時間どうしてもかかってしまうところで、それがその分削減効果を得られないということがもう1点。

もう1点が、担当課、所管課がもし工事を発注しますと、担当者の事務負担ということがございまして、それに対してまた時間がかかってしまうというデメリットも生じますので、そういうことをもろもろ含めた上でのスケールメリットと考えております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 鈴木委員。

○委員（鈴木一樹君） 分かりました。金額面の件は分かりました。

先ほども述べたとおりで、地元の業者の配慮に欠けているという部分で、私は前は反対させてもらっ

たのですけれども、今回に関しましては、プロポーザルの概要に関しまして、前は110点中15点、今回は200点中40点という形で割合に関しても10%から20%に変わっている。これというのは10%上げるというのは相当大変なことだったと。10%から1割から2割に上げるというのは相当のことだと思うので、これは確実に財務部の皆さんであったり、管財課の皆さんが真摯に受け止めてくれた結果が出ているのかなというふうに思います。要領が地元の業者への配慮と変われば、私は金額面では、市民の皆さんのお金を使ってこれをやるわけなので、1円でも安くやってもらったほうがいいと思っています。ただし、最後に1つ言いたいのは、屋外のLEDをつけるときに、さっき質問でも様々ありましたけれども、痛いほど反省点は聞いていると思います。特に本当に板橋財務部長、坂谷管財課長の耳には痛いほど話入ってきていると思います。そういった点を絶対に次はないというふうにしていただきたいというふうに思っています。そういうことなので、ぜひ気を付けていただければというふうに思います。

以上です。

○委員長（中座敏和君） 國府田委員。

○委員（國府田和弘君） すみません。ちょっと確認させていただきたいのですけれども、先ほど鈴木委員の発言の中で、7.5億円の試算した理由はというところで、令和4年度にアイリスオーヤマが無料で調査を行ったという返答があったかと思います。これについてちょっと深掘りさせていただきたいのですけれども、よろしいでしょうか。これ見積りに関与していたということになると、これプロポーザルでやる公平性、競争性の確保が僕は極めて重要だと思うのですけれども、なぜ特定の事業者がこういうふうに見積りの積算に関与したのかと。それだったら、他社からも取るべきだったのではないかと、そうしないと公平性が担保できないのではないかと。積算情報とプロポーザルの評価ですよ、というところが、情報遮断をどのように確保するのかという問題が出てくるかと思います。この辺の公平性の担保というのを具体的にちょっとお伺いしたいのですけれども、よろしいでしょうか。

○委員長（中座敏和君） 坂谷管財課長。

○管財課長（坂谷康弘君） 答弁いたします。

先ほど令和4年度調査をお願いした経緯がございますが、それは業者からの企業提案でございました。企業提案によって、各施設についての電気料についてどれだけ削減効果があるかという形を図ってもらいました。我々としては、こういうふうな灯具の設置ができますよという形を出してもらいましたが、それだけだと一方だけの基準になってしまいますので、先ほど言いましたように、複数の業者から見積りを取って、今の7億円という形を取っております。それについては、公平性は担保されていると思います。つまり一方的な金額で決めているわけではないということをご理解ください。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 國府田委員。

○委員（國府田和弘君） その複数というのは明かせないということではよろしいですね。

○委員長（中座敏和君） 坂谷管財課長。

○管財課長（坂谷康弘君） 灯具メーカーですけれども、企業提案した業者でない業者からちゃんと取っておりますので、それは担保されていると思います。ちなみに国内業者でございます。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 大丈夫。

(「分かりました。ありがとうございます」と呼ぶ者あり)

○委員長(中座敏和君) ほかによろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中座敏和君) 質疑を終結いたします。

次に、公共施設照明LED化事業賃貸借、LED照明設置推進事業を除く管財課所管の説明、質疑となります。

続けて、管財課から説明をお願いします。

坂谷管財課長。

○管財課長(坂谷康弘君) 管財課の坂谷です。よろしく申し上げます。着座にて失礼いたします。

議案第91号「令和7年度筑西市一般会計補正予算(第5号)」のうち、管財課所管の補正予算についてご説明いたします。

6ページを御覧いただきます。第3表、債務負担行為補正(追加)でございます。事項、上から5段目、本庁舎電話交換・庁舎案内委託、期間、令和8年度、限度額、2,046万円、これは本庁舎電話交換及び1階の東西案内業務を委託するものでございます。

次に、コミュニティプラザ施設運営委託、期間、令和8年度、限度額、1,100万円、これはスピカビル6階のコミュニティプラザ、地下1階多目的スペース及び会議室の貸出し業務を委託するものでございます。

次に、公共施設ごみ収集時委託、期間、令和8年度、限度額、825万円、これは市の50の公共施設から排出される一般廃棄物の収集業務を委託するものでございます。

以上3件について、令和8年度当初より業務を実施する必要があることから、債務負担行為をお願いするものでございます。

次に、26ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。ページの上から3段目になります。款2総務費、項1総務管理費、目6公共施設マネジメント推進費、説明欄、公共施設包括管理事業1,097万8,000円の増額は、昨今の物価高騰、人件費上昇に伴う再委託業者に支払い増額をお願いするものでございます。

説明は以上となります。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長(中座敏和君) 質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中座敏和君) 質疑を終結いたします。

次に、財政課から説明をお願いします。

大木財政課長。

○財政課長(大木祐二君) 財政課の大木です。よろしく申し上げます。着座にて失礼します。

議案第91号「令和7年度筑西市一般会計補正予算(第5号)」のうち、財政課所管の補正予算についてご説明いたします。

補正予算書25ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。最後の段になります。款20、項1、目1、節1繰越金、説明欄1、前年度繰越金2億3,097万6,000円の増額は、今般の補正予算に伴う収支調整のため、増額をお願いするものでございます。

続きまして、27ページを御覧願います。3、歳出でございます。上から2段目になります。款2総務費、

項1 総務管理費、目79諸費、説明欄、償還金880万8,000円の増額は、過年度分の国庫支出金について超過交付された額を返還するため、増額をお願いするものでございます。返還金の内訳としましては、児童扶養手当負担金など子育て関連が4件、525万8,000円と、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のうち、定額減税分355万円、計5件に係る返還金でございます。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

水柿委員。

○委員（水柿美幸君） ご説明ありがとうございます。25ページの繰越金の中で、前年度繰越金のご説明、収支調整というお話ありましたが、これ26ページのLED照明の設計委託料もここに含まれているという認識でよろしいですか。

○委員長（中座敏和君） 大木財政課長。

○財政課長（大木祐二君） お答えいたします。

こちら歳出予算、このLEDの予算も含めまして、全体として、財源が不足になった分、これについてこの前年度繰越金を使わせていただいております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 水柿委員。

○委員（水柿美幸君） そうしますと、このLEDの設計委託料はここから出ているという考えですね。

以上です。

○委員長（中座敏和君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、市民税課から説明を願います。

岩岡市民税課長。

○市民税課長（岩岡和宏君） 市民税課、岩岡です。よろしく願いします。着座にて失礼します。

議案第91号「令和7年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、市民税課所管の補正予算についてご説明いたします。

予算書8ページを御覧いただきたいと思います。第3表、債務負担行為補正（追加）でございます。市民税課所管の債務負担行為補正につきましては、上から7行目、8行目になります。

初めに、事項名、住民情報システムアウトソーシング（個人住民税）、期間、令和8年度、限度額、2,381万9,000円。次の行になります。事項名、住民情報システムアウトソーシング（軽自動車税）、期間、令和8年度、限度額、719万円につきましては、本課が個人住民税、軽自動車税の賦課課税業務を行うための電算処理、納税通知書の作成及び封入封緘業務等を委託するものでありまして、令和8年度当初からの作業及び役務の提供を受けることが必要になりますことから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

市民税課の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） すみません。この個人住民税と軽自動車税をアウトソーシングするということなのですが、こういったところに依頼するのですか。

○委員長（中座敏和君） 岩岡市民税課長。

○市民税課長（岩岡和宏君） 答弁いたします。

会社は株式会社TKCになります。

○委員長（中座敏和君） 石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） 昨今個人情報の流出ということで随分問題になっていますけれども、そういうところの安全性というのは確認されているのかどうか伺います。

○委員長（中座敏和君） 岩岡市民税課長。

○市民税課長（岩岡和宏君） 答弁いたします。

住民情報システムの契約につきましては、市役所内の情報DX推進課のほうで一括して契約しております。個人情報の取扱いについても十分その契約の中ではうたっております。問題はないというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 石嶋委員、大丈夫ですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、資産税課から説明を願います。

本田資産税課長。

○資産税課長（本田浩二君） 資産税課の本田と申します。よろしく願いいたします。着座にて説明させていただきます。失礼いたします。

議案第91号「令和7年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、資産税課所管の補正予算についてご説明いたします。

予算書8ページを御覧願います。第3表、債務負担行為補正（追加）でございます。資産税課所管につきましては、下から3行目になります。初めに、事項名、固定資産地図情報システム異動処理委託、期間、令和8年度、限度額、638万円でございます。これは、固定資産税及び都市計画税の課税に使用しております地図情報システムについて、土地の分合筆による地番図の編集や家屋新築及び滅失に係る家屋図の更新作業を委託するものでございます。

次に、下段、住民情報システムアウトソーシング（固定資産税）、期間、令和8年度、限度額、1,465万円でございます。これは、住民情報システムの固定資産税に係るデータ処理や納税通知書の印刷、封入封緘作業などを委託するものでございます。

以上2件につきまして、令和8年度当初から実施する必要があるため、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） すみません。地図情報システムというの説明をお願いします。

○委員長（中座敏和君） 本田資産税課長。

○資産税課長（本田浩二君） 委員のご質疑に答弁申し上げます。

固定資産地図情報システムにつきましては、法務局にある公図を基にして、地番図というものを起こしております。そこに航空写真等の各種情報を組み合わせて、土地の評価をしたりとか、あとは家屋ができたところの線形図を地図に付記して、この地番、家屋をどなたの所有かというようなデータと図面をひもづけていることを委託している事業でございます。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 大丈夫ですか。よろしいですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、収税課から説明を願います。

山縣収税課長。

○収税課長（山縣達朗君） 収税課の山縣と申します。よろしく願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第91号「令和7年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、収税課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

補正予算書の8ページを御覧ください。第3表、債務負担行為補正（追加）でございます。本件は、令和8年4月1日からの業務執行を要するため、令和7年度中に契約を行う必要があることから、収税課所管の5件について、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

初めに、8ページの上から6段目、市税等公共料金運搬警備委託でございます。期間は令和8年度から令和10年度までの3年間、限度額は2,059万2,000円の範囲内でございます。この事業は、土日、祝日、年末年始を除く毎日関城支所、明野支所、協和支所、川島出張所において収納された市税等の公共料金を回収し、指定金融機関であります常陽銀行下館支店までの運搬業務を警備会社に委託することにより、安全かつ確実な収納につなげるものでございます。

次に、一番下の段、証明書コンビニ交付委託（税証明）でございます。期間は令和8年度、限度額は15万円の範囲内でございます。この事業は、税証明をコンビニで交付可能にすることで、市民の利便性及び市民サービスの向上を図ることを目的といたしております。

続きまして、9ページを御覧ください。一番上の段、WEB口座振替受付サービス手数料（税収納）でございます。期間は令和8年度、限度額は169万2,000円の範囲内でございます。この事業は、市税等の口座振替依頼をパソコンやスマートフォン等でのウェブ申請を可能とし、納税者の利便性向上を図るものです。

次に、上から2段目、窓口キャッシュレス決済導入に係る決済手数料（税証明）でございます。期間は令和8年度、限度額は1万5,000円の範囲内でございます。これは、税証明手数料の納付方法にクレジットカードや電子マネー等のキャッシュレス決済手段を導入し、支払い方法の選択肢拡充や会計の時間短縮等を図り、窓口利用者の利便性の向上と非接触型社会の実現につなげるものでございます。

最後に、上から3段目、住民情報システムアウトソーシング（税収納）でございます。期間は令和8年度、限度額は450万6,000円の範囲内でございます。この事業は、住民情報システムを活用し、督促状、口

座振替領収書等の帳票印刷、作成を委託するものでございます。

以上が収税課所管の説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

以上で財務部の審査を終了します。

ここで執行部の入替えをお願いします。

〔財務部退室。市長公室入室〕

○委員長（中座敏和君） 次に、市長公室です。

議案第91号「令和7年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、市長公室所管の補正予算について審査を願います。

広報広聴課から説明を願います。

海老澤広報広聴課長。

○広報広聴課長（海老澤桂子君） 広報広聴課、海老澤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ここからは着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第91号「令和7年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、広報広聴課所管の補正予算についてご説明申し上げます。7ページをお開き願います。第3表、債務負担行為補正（追加）でございますが、広報広聴課所管の債務負担行為は4件ございまして、4行目からとなります。上から順に説明させていただきます。初めに、市民記者・市民モデル活動保険料でございます。期間は令和8年度、限度額は1,000円でございます。これは、市民記者及び市民モデルの皆様安心して活動していただくために加入する保険料でございます。

続きまして、広報筑西印刷でございます。期間は令和8年度、限度額、3,019万1,000円でございます。これは、来年度に発行する広報筑西「ピープル」1日号と15日号を合わせた印刷業務でございます。

続きまして、自治会長等活動保険料でございます。期間は令和8年度、限度額は46万6,000円でございます。これは、自治会長や班長の皆様安心して活動していただくために加入する保険料でございます。

最後に、広報紙等配送委託でございます。期間は令和8年度、限度額、619万6,000円でございます。これは、広報紙などを各自治会長宅へ配送する業務を委託するものでございます。

以上4件につきましては、令和8年度当初より実施する必要がある業務であることから、本年度中に契約などの事務処理を行うため、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

以上で市長公室の審査を終了します。

ここで執行部の入替えをお願いいたします。

〔市長公室退室。総務部入室〕

○委員長（中座敏和君） 次に、総務部です。

議案第91号「令和7年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、総務部所管の補正予算について審査を願います。

関城支所、明野支所、協和支所からの説明につきましては、明野支所から一括して説明したいと申出がありましたので、ご了承願います。

なお、追加で要求のありました資料をお手元に配付しております。

それでは明野支所から説明を願います。

古宇田明野支所長。

○明野支所長（古宇田修一君） 明野支所長の古宇田です。よろしく願います。着座にて説明いたします。

議案第91号「令和7年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、関城支所、明野支所、協和支所所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

補正予算書の6ページを御覧ください。第3表、債務負担行為補正（追加）でございます。本件は、令和8年4月1日から業務執行を要するため、令和7年度中に契約を行う必要があることから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

下から3段目、非常用通報装置借上料でございます。各支所とも期間は令和8年度、限度額が11万5,000円の範囲内でございます。これは非常事態発生時に警察機関へ自動通報するために使用する非常通報装置を借り上げるもので、防犯対策の向上を図ることを目的としております。

以上です。ご審議のほどよろしく願います。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時56分

---

再 開 午後 0時58分

○委員長（中座敏和君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

総務課から説明をお願いします。

根本総務課長。

○総務課長（根本 薫君） 総務課の根本でございます。よろしく願います。着座で失礼いたします。

議案第91号「令和7年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、総務部総務課所管の補正予算についてご説明をいたします。

5ページを御覧願います。第3表、債務負担行為補正（追加）でございます。5ページの下から4行目、顧問弁護士委託、期間は令和8年度、限度額66万円、次に、茨城新聞購読料、期間、令和8年度、限度額、63万9,000円、次に、官庁速報使用料、令和8年度、限度額、81万9,000円、次に、47行政ジャーナル使用

料、期間、令和8年度、限度額、42万9,000円、6ページを御覧願います。6ページの1行目、市民総合賠償補償等保険料、期間、令和8年度、限度額、218万8,000円。

以上の5件はいずれも前年度と同様のものですが、令和8年度当初から事務を執行する必要があるため、債務負担行為をお願いするものがございます。

続けて、8ページを御覧願います。8ページの上から3行目、庁舎案内業務委託（フロントヤード改革分）、期間、令和8年度、限度額、459万3,000円でございます。こちらの事業につきましては、自治体フロントヤード改革の一環といたしまして、庁舎の1階に案内係、いわゆるフロアマネジャーを配置するための事業でございます。同じく令和8年度当初から事務を執行する必要があるため、債務負担行為をお願いするものがございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、人事課から説明を願います。

山川人事課長。

○人事課長（山川 岳君） 人事課の山川です。よろしくお願いたします。着座にて説明いたします。

議案第91号「令和7年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、総務部人事課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

6ページを御覧願います。第3表、債務負担行為補正（追加）でございます。人事課所管の債務負担行為は3件ございます。6ページの上から2、3、4行目になります。上から順に説明いたします。まずは、人事給与システム使用料、期間は令和8年度、限度額は281万8,000円でございます。これは、職員の人事管理及び給与計算などを行うシステムの使用料でございます。

続きまして、人事評価システム使用料、期間は令和8年度、限度額は343万2,000円でございます。こちらは、人事評価に係る評価シートの入力、評価、決裁、集計などを行うシステムの使用料でございます。

続きまして、勤務管理システム使用料、期間は令和8年度、限度額は399万7,000円でございます。これは、職員の出勤や退勤、時間外勤務や休暇申請、承認などを行うシステムの使用料でございます。

以上の3件の債務負担行為につきましては、令和8年度当初からシステムを稼働する必要があることから、今年度中に契約を行うため、債務負担行為の設定をお願いするものがございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

水柿委員。

○委員（水柿美幸君） ご説明ありがとうございます。

私、去年質問させていただいた旧姓使用についてなのですが、この中で、去年の10月からシステムを変更したとお伺いしました。一般質問でちょっと尻切れとんぼでできなかったのですが、人事給与システム、評価システム、管理システムというのが、全てにおいて旧姓使用をすると、携わってくるシステムなのかちょっとそこのお伺いします。

○委員長（中座敏和君） 山川人事課長。

○人事課長（山川 岳君） お答えいたします。

旧姓使用につきましては、国でも法制化の動きがありまして、そちらの通称使用、その通称使用のレベルによって変わってくると思うのですが、その使い分けによってはこの3つのシステムで微修正、プログラムの修正が必要になるかと今のところは想定しております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 水柿委員。

○委員（水柿美幸君） 国のほうでも少し動きがあったと思うのですが、そういうところを微修正するという答弁だったような、1年前はそうだったのですが、今のお考えをお伺いします。

○委員長（中座敏和君） 西秋総務部長。

○総務部長（西秋 透君） 今回一般質問で通告のほうだけいただいておりますので、私のほうから答弁させていただきたいと思います。

今課長のほうからもありましたように、国のほうで来年の国会のほうに上程の動きがあるということで、その結果次第で、地方公共団体、市町村のほうに、どういう義務づけがされるかというのがまだはっきりは伝わってきておりませんで、その内容次第という形になりますので、このシステムのほう全庁的、うちの市だけではなくて、全国的にやっている業者ですので、それは一律で直すというような形になってくるのかなというふうには思っているところです。

○委員長（中座敏和君） 水柿委員。

○委員（水柿美幸君） そうしますと、国のほうの指示がある場合には、国のほうから補助をいただいて、システム変更とかそういうのが、国のサポートがあってできるので、今はやらない、やらないというか、様子を見ているというような感じで受け止めてよろしいでしょうか。

○委員長（中座敏和君） 西秋総務部長。

○総務部長（西秋 透君） そのとおりでございます。

○委員長（中座敏和君） よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、監査委員・公平委員会事務局から説明を願います。

廣瀬監査委員・公平委員会事務局長。

○監査委員・公平委員会事務局長（廣瀬栄子君） 監査委員・公平委員会事務局、廣瀬でございます。よろしく願いいたします。着座にて失礼いたします。

議案第91号「令和7年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、監査委員・公平委員会事務局所管の補正予算についてご説明いたします。

9ページを御覧願います。第3表、債務負担行為補正（追加）でございます。事項欄、一番下の行、市議会文書共有（ペーパーレス会議）システム使用料でございます。期間は令和8年度、限度額、6万円でございます。これは、全庁的なDX化が推進されており、予算執行に伴う手続、決算等に関する資料等が電子データ化されているため、監査業務におきましても、DX対応が必要となることから、議員の皆様が使用されているタブレット及び文書共有システムと同様のものを活用し、DX化によるペーパーレスに努めるものでございます。なお、この業務は費用を節約する観点から、議会事務局において契約しているア

カウント数が契約単位最少数の50枠となっておりまして、未使用分があることから、そのうちの3枠分を使用するものでございます。費用につきましては、議会事務局及び監査委員・公平委員会事務局の使用分で案分するものでございます。こちらは、令和8年度の当初から事務を執行する必要があるため、債務負担行為をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願ひます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

以上で総務部の審査を終了します。

ここで執行部の入替をお願ひいたします。

〔総務部退室。企画部入室〕

○委員長（中座敏和君） 次に、企画部所管の審査に入ります。

議案第82号「損害賠償の額を定めることについて」審査を願ひます。

情報DX推進課から説明を願ひます。

飯島情報DX推進課長。

○情報DX推進課長（飯島紀幸君） 企画部情報DX推進課の飯島です。よろしくお願ひいたします。着座にて失礼いたします。

議案第82号「損害賠償の額を定めることについて」ご説明いたします。まず初めに、本件の損害賠償の内容は、情報システムの標準化に伴い、リース契約を一部解約することに伴う違約金でございます。現在、全国全ての地方公共団体において、住民基本台帳、地方税等の住民情報システムについて、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律及び地方公共団体情報システム標準化基本方針に基づき、原則として令和7年度末までに、国が示した標準仕様に適合したシステムに移行することが義務づけられております。これに伴いまして、本市においても、これまで庁舎内に設置していたサーバー機器上でのシステムの利用を国が整備するガバメントクラウドと呼ばれるクラウド上でのシステムの利用に変更することになります。これまで利用していたサーバー機器等の一部がこれに伴い不要となります。このサーバー機器等については、庁内のネットワーク機器や窓口で利用するプリンターなどと併せて、リース契約を締結しておりますが、当初令和3年度に契約を締結した時点においては、国において標準化に関する具体的な方針が定められていなかったことから、機器の耐用年数やサポート期限などを考慮し、令和4年1月1日から令和8年12月31日までの5年間のリース契約を締結しておりました。しかしながら、本市における標準仕様システム移行の期日が確定し、リース契約の一部を解約する必要があるため、契約書の規定に基づいて解約する機器についてリース料の残額を違約金として一括で支払うものでございます。なお、この違約金につきましては、全額、地方公共団体情報システム機構からのデジタル基盤改革支援補助金の対象経費となっております。

それでは、内容を説明いたします。相手方は、東京都港区虎ノ門1丁目2番6号、みずほ東芝リース株式会社、代表取締役西山隆憲、損害賠償、違約金の額は1,079万3,970円でございます。

事件の概要につきましては、国が定める標準仕様に準拠した住民情報システムへの移行に伴い、現行の住民情報システムの運用に関わるリース契約の一部を変更する必要があるため、相手方に当該契約の変

更に関わる違約金を支払うものでございまして、その詳細につきましては、先ほどご説明したとおりでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

議案第82号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第82号の採決をいたします。

議案第82号「損害賠償の額を定めることについて」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第91号「令和7年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、企画部所管の補正予算について審査を願います。

企画課から説明を願います。

野口企画課長。

○企画課長（野口直秀君） 企画課、野口です。着座にて失礼します。

議案第91号「令和7年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、企画課所管の補正予算につきましてご説明いたします。

26ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目7企画総務費、節12委託料、説明欄、総合振興計画推進事業に61万4,000円の増額をお願いするものでございます。これは、総合計画における各事業の進行管理を適切に実施するための行政評価支援システムについて、これまででは一部の事業のみを市のホームページに公表しておりましたが、今後はより多くの事業評価を公表することで、開かれた行政運営を目指すため、公表時の表示形式を見やすい形に整える等の変更に伴うシステム改修を行うものでございます。なお、公表時期につきましては、令和7年度中に市ホームページへ公表できるよう進めてまいります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、地方創生課から説明を願います。

仁平地方創生課長。

○地方創生課長（仁平正幸君） 地方創生課、仁平と申します。着座にて失礼いたします。

議案第91号のうち、地方創生課所管分のご説明をいたします。議案書の7ページをお開き願います。第3表、債務負担行為補正（追加）、1行目でございます。地域おこし協力隊謝礼金、期間は令和8年度、限

度額2,444万4,000円でございます。続きまして、2行目でございます。地域おこし協力隊活動費補助金、期間は令和8年度、限度額1,400万円でございます。いずれも現在既に活動をしていただいている7名の隊員を引き続き委嘱するための経費でございます。令和8年度4月1日から活動に従事をしていただくため、令和7年度中に事務処理を行う必要があることから、債務負担行為をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願ひます。

石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） 今7名というご説明ありましたが、男女別で分ければ願ひします。

○委員長（中座敏和君） 仁平地方創生課長。

○地方創生課長（仁平正幸君） お答えいたします。

女性が3人、男性が4人でございます。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 大丈夫ですか。

國府田委員。

○委員（國府田和弘君） すみません。活動費補助金なのですが、これ主に何に使われているのか、1,200万円の内訳ちょっとお伺ひいたします。

○委員長（中座敏和君） 仁平地方創生課長。

○地方創生課長（仁平正幸君） お答えいたします。

活動費補助金でございますけれども、内容は、隊員の方、もし部屋を借りている場合はその家賃に充てていたりですとか、活動で車を使ったりした場合の燃料費、また出張の旅費などに使えるというようなところでございます。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 大丈夫ですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、企業誘致推進課から説明を願ひます。

市村企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（市村理弘君） 企業誘致推進課長の市村と申します。引き続きよろしくお願ひいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第91号「令和7年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、企業誘致推進課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

26ページをお開き願ひしたいと思います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目9企業立地促進費、節7報償費、説明欄、企業立地促進事業に639万4,000円の増額をお願いするものでございます。本市では、筑西市企業立地促進条例に基づき、産業振興と雇用機会の拡大を目的といたしまして、事業所等を新設または増設する事業者に対し、投下固定資産に係る固定資産税相当額を企業立地促進奨励金として交付しております。このたびの補正につきましては、昨年度から継続して交付対象とする1社及び本年度より新規に指定措置を受けた企業1社、計2社への奨励金とな

り、当該事業者における新工場建設等により、合計948万5,000円の奨励金交付が見込まれますことから、当初予算計上額309万1,000円との差額639万4,000円を増額するものでございます。内訳となりますが、交付最終年度となります株式会社安達製作所に対する奨励金が292万1,100円、今年度指定措置を受けました有限会社古関製作所に対する奨励金が656万3,400円になります。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、情報DX推進課から説明を願います。

飯島情報DX推進課長。

○情報DX推進課長（飯島紀幸君） 情報DX推進課の飯島です。着座にて失礼いたします。

議案第91号「令和7年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、情報DX推進課所管の補正予算につきましてご説明いたします。

補正予算書の8ページを御覧願います。第3表、債務負担行為補正（追加）、4行目、住民情報システムソフトウェア利用料、期間は令和8年度、限度額は1億3,222万円でございます。これは、主に市民課等の窓口業務において、住民基本台帳、印鑑登録、国民年金などの住民情報に関するシステムのほか、個人住民税、固定資産税などの税に関するシステム、児童手当や国民健康保険などの福祉に関するシステムなどを利用しており、これらのシステムを利用するための経費でございます。

次に、5行目でございます。住民情報システムクラウドサービス利用料、期間は令和8年度、限度額は1,289万1,000円でございます。これは、株式会社TKCのデータセンターで提供されるサービスを利用するもので、主に個人住民税の給与支払報告書や年金の支払報告書、固定資産税の償却資産申請書など、地方税についての申告、申請、届出及び納税の手続の一部を電子データで取り扱うサービスや、これらの電子データを税関連のシステムに取り込むためのデータ連携サービスなどを利用するための経費でございます。

以上2点につきましては、令和8年度当初より利用する必要があることから、債務負担行為をお願いするものでございます。

続きまして、27ページを御覧願います。款2総務費、項1総務管理費、目19自治体情報システム標準化費、説明欄、自治体情報システム標準化事業（住民情報システム）に、節13使用料及び賃借料は1,079万4,000円の減額、また節21補償補てん及び賠償金は同額の1,079万4,000円を増額をお願いするものでございます。こちらは、先ほど議案第82号でご説明いたしました住民情報システム用機器のリース契約の一部解約による違約金の支払いに伴い、当初予定しておりました賃借料からの支払いを賠償金として支払うために振り替えるものでございます。

説明は以上となります。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

以上で企画部の審査を終了します。

ここで執行部の入替えをお願いいたします。

[企画部退室。市民環境部入室]

○委員長（中座敏和君） ここで、先ほど仁平地方創生課長のほうから答弁修正したいということがありましたので、どうぞ。

○地方創生課長（仁平正幸君） すみません。先ほど石嶋委員のご質問に答弁いたしまして、人数間違っておりましたので、訂正させていただきます。地域おこし協力隊7名のうち、男性が3名、女性が4名でございます。おわびして訂正いたします。すみません。

○委員長（中座敏和君） 次に、市民環境部です。

議案第91号「令和7年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、市民環境部所管の補正予算について審査を願います。

市民課から説明を願います。

岩渕市民課長。

○市民課長（岩渕規子君） 市民課の岩渕でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。着座にてご説明させていただきます。

それでは、議案第91号「令和7年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち市民課所管の補正予算についてご説明いたします。9ページを御覧願います。第3表、債務負担行為補正（追加）でございます。市民課所管の債務負担行為は7件でございます。4行目からとなります。上から順にご説明させていただきます。初めに、4行目、窓口キャッシュレス決済導入に係る決済手数料（戸籍等証明）、期間は令和8年度、限度額、37万7,000円でございます。これは、窓口の証明書等手数料の支払いにおいて、各種キャッシュレス決済を利用するための決済手数料でございます。

次に、5行目、戸籍情報総合システムソフトウェア使用料、期間は令和8年度、限度額は290万4,000円でございます。これは、戸籍の作成や各種証明書の発行などの事務処理を電子的に行うための専用システム使用料でございます。

次に、6行目、ガバメントクラウド運用管理補助委託（戸籍）、期間は令和8年度、限度額は178万2,000円でございます。これは、ガバメントクラウド上のセキュリティー管理、トラブルシューティング等の業務を委託するものでございます。

次に、7行目、かんたん窓口申請システム使用料です。期間は令和8年度、限度額は39万6,000円でございます。これは、市民課窓口付近に設置されておりますマイナンバーカードを利用して、住民票等の証明書の交付が受けられるかんたん窓口申請システムの使用料でございます。

次に、8行目、住民情報システムアウトソーシング（住民記録）、期間は令和8年度、限度額は23万1,000円でございます。これは、日直業務時の住民情報確認などに使用するための閲覧用住民情報リストの帳票印刷にかかる業務委託料でございます。

次に、9行目、証明書コンビニ交付委託（住民票等）、期間は令和8年度、限度額は409万5,000円でございます。これは、コンビニ交付を利用して証明書を交付するための交付委託手数料でございます。

最後に、10行目、証明書コンビニ交付システム利用料、期間は令和8年度、限度額は272万8,000円でございます。これは、コンビニ交付システムのサービス提供を受けるためのシステム利用料でございます。

以上7件につきまして、令和8年度当初から業務を開始する必要があるため、債務負担行為をお願いす

るものでございます。

続きまして、24ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目2総務費国庫補助金、節30戸籍住民基本台帳費補助金、説明欄3、社会保障・税番号制度システム整備費補助金99万円の増額をお願いするものでございます。内容につきましては歳出にてご説明いたします。

次に、27ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。款2総務費、項3目1戸籍住民基本台帳費、節12委託料、説明欄、戸籍住民基本台帳経費99万円の増額補正をお願いするものでございます。こちらは、法改正により、現在戸籍等の記載事項に氏名の振り仮名を追加する事業を進めているところでございますが、来年度その振り仮名を戸籍に一括して反映させるための戸籍届書処理機能に係るシステム改修費でございます。なお、費用につきましては、歳入でご説明いたしました社会保障・税番号制度システム整備費補助金により、国から全額措置されるものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） 窓口キャッシュレスという話がありましたが、やはりこういう市民の方が窓口に来て、現金ではなくてキャッシュレスにしてほしいという声が寄せられているわけで、こういう制度を導入するのですか。

○委員長（中座敏和君） 岩渕市民課長。

○市民課長（岩渕規子君） ご質疑にお答えいたします。

こちらのほうは、市民の方からのご希望によりまして導入したものになります。

○委員長（中座敏和君） 國府田委員。

○委員（國府田和弘君） すみません。先ほども石嶋委員からキャッシュレスの話だと思うのですが、キャッシュレスにかかる手数料ってあると思うのです。それは1件当たり幾らとかというのは試算していればお伺いしたいと思います。

○委員長（中座敏和君） 岩渕市民課長。

○市民課長（岩渕規子君） 國府田委員の質疑にお答えいたします。

キャッシュレスの手数料ですが、こちらのほうがおおむね決済手数料としまして0.04という形で試算しております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 大丈夫ですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、環境課から説明を願います。

石橋環境課長。

○環境課長（石橋英浩君） 環境課、石橋でございます。よろしく願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第91号「令和7年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、第3表から、環境課所管の債務負

担行為補正（追加）について8件ございますので、順にご説明申し上げます。

16ページをお開き願います。2行目から、公共用水域等水質分析委託、期間、令和8年度、限度額、267万6,000円は、茨城県公共用水域水質測定計画に基づく河川の監視、水質検査業務を委託するものでございます。

次に、水質監視員活動保険料、期間、令和8年度、限度額、2,000円は、水質監視員の活動保険料でございます。

次に、道路側溝清掃委託、期間、令和8年度、限度額、2,757万6,000円は、自治会からの要望に基づく、道路側溝清掃及び汚泥処分業務を委託するものでございます。

次に、一般ごみ収集運搬委託、期間、令和8年度、限度額、1億6,576万5,000円は、ごみの収集及び運搬業務を委託するものでございます。

次に、粗大ごみ戸別収集運搬委託、期間、令和8年度、限度額、462万円は、粗大ごみの個別収集及び運搬業務を委託するものでございます。

次に、高齢者等世帯ごみ収集運搬委託、期間、令和8年度、限度額、701万8,000円は、個別に出されたごみの収集及び運搬業務を委託するものでございます。

次に、資源ごみ収集運搬委託、期間、令和8年度、限度額、8,918万6,000円は、資源ごみの収集及び運搬業務を委託するものでございます。

次に、違反ごみ収集運搬委託、期間、令和8年度、限度額、500万3,000円は、違反ごみや不法投棄されたごみの回収及び運搬業務を委託するものでございます。いずれの業務も令和8年度当初から業務委託を開始する必要があることから、債務負担行為補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） この水質分析委託という項目がありましたが、この分析の中に、PFASの分析は項目として入っているかどうか伺います。

○委員長（中座敏和君） 石橋環境課長。

○環境課長（石橋英浩君） 石嶋委員のご質疑に答弁させていただきます。

PFOSの分析なのですけれども、同じ事業の中に公共用水質分析委託と同じような、同じ項目、大きい事業の中に何本か委託がございまして、こちらが4月から必要なので債務負担をお願いするのですが、PFOSの検査もそちらの項目で予算取りしております。

以上でございます。

（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、消防防災課から説明を願います。

國府田消防防災課長。

○消防防災課長（國府田 武君） 消防防災課、國府田です。着座にて説明させていただきます。

議案第91号「令和7年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、消防防災課所管の補正予算についてご説明いたします。

30ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。款9項1消防費、目5災害対策費、説明欄、災害対策事業447万9,000円の増額をお願いするものでございます。内訳でございますが、節14工事請負費297万3,000円は、Jアラートと言われるシステムのパラボラアンテナ新設に係る追加費用でございます。このJアラートにつきましては、国から直接発信される弾道ミサイル情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕がない事態に関する情報を携帯電話、防災行政無線を通じ、住民の皆様にお知らせするシステムでございます。当市におきましては、人工衛星を介し、他のシステムと共用する既存のパラボラアンテナで受信し、防災行政無線を通じて伝達することとしておりましたが、昨年度、国からの指導により、Jアラート専用のパラボラアンテナの新設をする必要が生じたため、新設工事に係る費用を令和7年度当初予算に計上してはおりますが、受信機の更新につきましては、予算要求当時、仕様及び金額が不明瞭であったため、計上はしておりませんでした。このほど、これが確定したため、増額をお願いするものでございます。

次に、節18負担金補助及び交付金150万6,000円は、茨城県被災者生活再建支援システムの更新に係る負担金でございます。このシステムにつきましては、災害発生時の被害状況調査、罹災証明書の交付、被災者台帳の作成等、台帳情報を利用した被災者の支援を一元的に管理するシステムでございます。県が事業主体となり、整備及び管理を行っておりましたが、システムに重篤な障害が発生したことにより、更新事業を行うことになったものでございます。なお、その費用につきましては、県と県内全市町村で案分してまいります。

説明は以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） パラボラアンテナで、説明の中で、地震災害というのは分かるのですが、弾道ミサイルというのが先に来たのですが、これは国の指導によるものかどうか伺います。

○委員長（中座敏和君） 國府田消防防災課長。

○消防防災課長（國府田 武君） 石嶋委員の質疑に答弁いたします。

こちらの意図的にそのようなものを使用したものではなくて、原稿を作成する都合上、そのように表現したものでございます。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 大丈夫ですか。いいですか。ほかにないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

以上で市民環境部の審査を終了しました。

市民環境部は退席を願います。

〔市民環境部退室〕

○委員長（中座敏和君） 以上で議案第91号について、全ての部の説明、質疑を終了しました。

榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） 修正案を提出したいのですが。

○委員長（中座敏和君） あと、水柿委員。

○委員（水柿美幸君） 私も議案第91号の修正案を提出したいと思っています。

○委員長（中座敏和君） まだいいです。分かりました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後 1時42分

---

再 開 午後 1時44分

○委員長（中座敏和君） それでは、引き続き委員会を再開いたします。

本案について、榎戸委員及び水柿委員から修正案が提出されました。

両修正をただいま配付いたします。

[修正案配付]

○委員長（中座敏和君） それでは、修正案につきまして、提出者の説明をお願いします。

榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） 議案第91号「令和7年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」の修正案の提出について、上記の修正案を別記のとおり、筑西市議会会議規則第101条の規定により提出します。

議案第91号「令和7年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」の一部を次のように修正する。

債務負担行為、公共施設照明LED化事業賃貸借を7億円から7億5,000万円に増額修正し、合わせて歳出のLED照明設備推進事業の350万円を削除するものであります。

提案理由。令和7年第2回定例会に上程された一般会計補正予算の公共施設照明LED化事業賃貸借の債務負担行為補正については、市内産業の振興及び市内事業者の育成を重視した方法で再度検討すべきと議案の修正を提案し、一般会計補正予算の債務負担行為補正から削除されたところである。今般、対象施設を106施設から40施設にするなど、事業内を一部修正し、債務負担行為の設定が前回と比べて減額しているが、減額による市内事業者の参加機会等への影響が不透明であることや、当該事業の目的であるスケールメリットを生かした事業費の抑制等の効果に鑑み、対象施設を減らすのではなく、事業内容の見直しを行うことが必要である。

事業内容の見直しとしては、プロポーザルによる事業者選定の際の審査基準を明確化し、市内事業者の活用に関する項目を最大限見直し、高い配点の設定を行うなど、市内事業者の参加機会を確保することで、市内産業の振興や市内事業者の育成等の効果が期待できる。

以上のことから、公共施設照明LED化事業賃貸借については、対象施設を減らすことなく、市内事業者の参画機会の確保やスケールメリットによる事業費の抑制等の事業効果を享受するために、一般会計補正予算の債務負担行為を7億円から7億5,000万円に増額修正し、併せて歳出のLED照明設置推進事業の350万円を削除すべきと考える。

以上よろしくご審査賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○委員長（中座敏和君） 水柿委員。

○委員（水柿美幸君） 総務企画委員会委員長、中座敏和様。総務企画委員会委員、水柿美幸。議案第91号「令和7年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」の修正案の提出について、上記の修正案を別記のとおり、

筑西市議会会議規則第101条の規定により提出いたします。

提案理由としましては、お手元にある本修正案は、公共施設照明LED化事業賃貸借について、市民負担の抑制と事業効果の最大化を両立させるとともに、地元事業者の活用をより確実なものとするために提案するものであります。6月議会において提案された本事業は、106施設を対象としたリース契約により、年間約5,000万円の電気料削減効果が見込まれるなど、費用対効果の高い事業でありました。一方、12月議会案では、事業の一部を工事請負としたことにより、設計委託料350万円が新たに必要となり、また工事費は7,500万円から1億円規模となる見込みで、結果として、事業費が1.5倍から2倍に増加する可能性や事業効果の発現が遅れることが懸念されます。また、全員協議会及び議案質疑においては、プロポーザル評価において、市内事業者の活用を独立した重点項目として位置づけ、市内事業者の活用と提案金額を同じ配点とするとの説明がなされております。これは、地元業者の参画を最大限に配慮すると同時に、事業費の抑制を同等に重視するものであり、リース契約が有する高い経費削減効果を前提とした合理的な評価設計である。

以上を踏まえ、本修正案では、債務負担行為の限度額を6月議会提案時の内容に戻し、106施設分7億5,000万円とするとともに、工事請負に伴う設計委託料を削除し、併せてプロポーザル評価基準については、12月3日の全員協議会で示された内容に基づき実施することとしました。本修正により、市民負担の軽減、早期事業効果の発現、地元事業者の活用促進を同時に図るものであります。

以上、よろしくご審査賜りたいと思います。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

堀江委員。

○委員（堀江健一君） 今、榎戸委員と水柿委員のこれ資料をいただいて、今提案理由をお聞かせいただいたのですが、ただ言葉のあやで、全くこれ同じではないの、これ。榎戸委員、これだったら、こういうことやらないで、6月の議会に賛成してくれたほうがよかったのではないの。

（「いや……」と呼ぶ者あり）

○委員（堀江健一君） （続）まあ、待つて。まだ私が話しているのだから。わざわざこうややこしくしなくたって、これ6月の議会で反対して、もう1回執行部のほうで何とか、産業振興条例が筑西市にあるから、市内事業者を使ってくれということを入れたでしょうね。ちゃんとそのように今度は、執行部では令和7年12月に今度出してきて、債務負担行為7億円と、LED照明設置推進事業が設計料が350万円で、結局7億5,000万円から5,000万円を引いた金額が今度はこっち出てきているわけだよな。これは、5,000万円で、設計費が350万円かかって、幾らぐらいかかると言っていたら、この前の議案質疑の中では、66施設で7,500万円から1億円にかかると。そうすると、これをこのままで今度のやつでやると、結局この前は7億5,000万円のできるものを7億円とそこで分けたから8億円になってしまうわけだよな、8億円。そうすると、ここだけだって5,000万円も市民の税金を無駄遣いしているわけだよ。だから、こういうことをやらないで、ややこしいことはやらないで、最初からもう6月の議会に出したやつで、皆が賛成してくれれば何ら問題はなくて、もう既に半年もたっているのだから、事業もどんどん進んで、電気料だってもっと削減できたと思うのだ。俺この前冒頭に言ったでしょう、この流れ。前須藤市長が提案した、幾らだっけ、6億2,000万円。このときに賛成してくれればもっと、今度は6億2,000万円が7億5,000万円になってしまったのだから、1億3,000万円も皆さんの税金を無駄遣いしていることなのだからね、そうでしょう。榎戸

委員は、これは産業振興条例でうたっているから、市内事業者を。もうだからこういうこと、ややこしいことやらないで、最初から執行部が提案していたやつでやればよかったのだよ。それまで。

○委員長（中座敏和君） 榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） 今堀江委員からお言葉ありましたが、我々議会人は、出された議案に対して慎重審議をして、我々は皆さんと考え方が違うのは、いかに市の予算というものをなるべく表に出さないという、そういう工夫とか、そういう努力を我々は行政に求めているわけだ。

（「それは同じでしょう、私が言っていることと」と呼ぶ者あり）

○委員（榎戸甲子夫君） （続）いや、私がしゃべっているから、黙っていて。これ議会ごとに変化をしてもやむを得ないです。つまり当初予算の7億5,000万円が出たときに、その前段として、街灯をリース契約でやったことの顛末を我々は調べました。それと、市内の業者を呼んでヒアリングもしました。そういう中で、7億5,000万円をもう1度見直してくれと。ということは、本当に増額した室内LED交換ですから、市内の業者も前回は仕事が獲得できなかった。今度は何とかして獲得したいという切実な電気屋業界の方々のお話を我々は受けたわけです。ですから、6月議会に反対したというのは、賛成する方にすれば気に食わなかったでしょうけれども、でもそれは議論というのは反対、賛成は常にあることで、そんなに執拗に、今こうして我々も妥協して戻ったその理由というのは、106施設のうちの40施設残されて、7億5,000万円のうち7億円を抛出して、残りの5,000万円で、さあ、工事屋さんがやれといったって、残りの5,000万円ではできっこないわけです。350万円の設計費もどういう設計をしたか分かりませんが。だから、我々の仲間が、だったら7億5,000万円に戻したほうがいいのではないのかという我々は修正動議を出しているわけです。つまり7億5,000万円の予定していた額の7億円に減らした5,000万円で、残りの施設を5,000万円でできるという担保があればそれでもいいのです。ところが、今おっしゃったように、設計料350万円から、つまり残された5,000万円のうちの350万円引かれたら4,650万円しかないわけだ。それで、40施設やれだなんてできっこないわけだから。

（「違う。4,650万円ではないよ。違う。7,500万円から1億円できるのだよ」と呼ぶ者あり）

○委員（榎戸甲子夫君） （続）いや、違う。だから、7億5,000万円のうち7億円に減らして、減らすというのは……

（「5,000万円のほうのやつの話だよ」と呼ぶ者あり）

○委員（榎戸甲子夫君） （続）当初7億5,000万円のうち、7億円にリース料を詰めて、当初予算していた5,000万円が残るわけでしょう。その5,000万円を市内の業者に設計から工事やってもらおうという案を出したわけだ。でも、それはあくまでも行政の言っている案で、その5,000万円で果たして、5,000万円から350万円か、残りのやつで残りの施設を。

（「違うよ、榎戸委員。5,000万円の部分は、7,500万円から1億円の話だよ。350万円で設計して」と呼ぶ者あり）

○委員（榎戸甲子夫君） （続）だから、私が、話の途中なのだよ。だから、我々がそこで考えたのは、残された5,000万円、設計料を含む5,000万円で、それはもう明白なわけだ。5,000万円の中で終わるわけが

ない、残された40施設は。だから、だったら戻して、そこで一步下がって戻して、この5,000万円を戻して、6月議会のように7億5,000万円でリースを組んだほうがいいだろうという私は内容を言ったわけです。だから、堀江委員が言うように……

○委員長（中座敏和君） 堀江委員。

○委員（堀江健一君） いいですか。榎戸委員が言っているその理屈も私ちゃんと分かりますよ。水柿委員も言っていること、これ、ただ言葉のあやで、全く同じことなのだよ。だから、私が言っているのは、榎戸委員は、5,000万円で66施設のやつをできると言っているのだけれども、それはできないのだよ。執行部のほうで答弁しているように、5,000万円の分は7,500万円から1億円、1.5から2倍って言っているのだよ。そうやって言っているのだ。だから、勘違いしているのだよ、榎戸委員。ちょっといいですか。執行部にちょっとそれ、もう1回はつきり。

○委員長（中座敏和君） これ聞いていいの、大丈夫。聞いていいの。

（「私が言っていることが間違っているか、榎戸委員が間違っているのか」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） （続）では、板橋財務部長。

○財務部長（板橋 勝君） 答弁いたします。

金曜日の議案質疑で、小倉議員から答弁ありました。そのときの答弁としましては、5,000万円分につきましては、今までもずっと説明させてもらっていたのですが、1.5倍から2倍になる。5,000万円の1.5倍からなるということと、7,500万円から1億円と、そういうふうな説明をさせてもらっています。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） 7億5,000万円のうち5,000万円抜いて7億円で全部ができるわけではないから。つまり106施設全部やるわけだと。だから、残された額で、実際工事屋さん頼んだら、1.5倍から倍にもかかるから、結果的に室内照明が7億5,000万円の予定が8億円になってしまうというわけだ。でも、見積りを取っていないでしょう。

○委員長（中座敏和君） お願いします。

板橋財務部長。

○財務部長（板橋 勝君） 申し訳ございません。あくまでも、他の自治体とかいろいろなところから調べて、いろいろな事例でそういうふうなことになるのだというふうな形で聞いたので、今回はそういったことでの説明なのです。今回350万円と言ったのも、1億円に対してやっぱり3.5%ぐらいの設計費がかかるということで350万円というふうな、そういうことで設計費を上げさせてもらっています。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） だから、7億5,000万円で、我々の仲間は市内業者を使わないで、また同じペースでやるのはあれだから、それで我々は異論を唱えて、そうしたら、6月否決から12月議会の中に、7億円に縮小して、残りの5,000万円で消防庁舎とかなんとか残したわけ。でも、リース7億円でやって、残された5,000万円のうちに残されたLEDは絶対に5,000万円では足りないわけよ。だからちょっと待てよ。だから、それを私らは分かったのだから、だったらばここで、ここを引いてやっているならば、もう戻して、

7億5,000万円して全部やったらどうだという修正案を出したわけです。それでいいでしょう。

○委員長（中座敏和君） 堀江委員。

○委員（堀江健一君） だから、私が言っているのは、6月の議会でちゃんと……

（「だから、6月の議会だって、そのときはそのときの議会の考えなのだから、戻って非難なんかするなよ、健ちゃん。健ちゃんじゃない、堀江委員だ」と呼ぶ者あり）

○委員（堀江健一君） （続）ちゃんと執行部では、榎戸委員が産業振興条例というあれがあるのだから、筑西市には。だから、市内業者育成という意味でも、榎戸委員が言っているように。でも、これは名前なんか電友会なんか出したのでは、これは何だっけ、官製談合だからね、榎戸委員、正直言って。官製談合になってしまうのです。では、私はよく分からないけれども、本当は菊池副市長がいいけれども、副市長が委員長だから、本当は副市長がそれ聞いてみる。これは官製談合に当たりますよって。板橋財務部長、それ分かる。官製談合に当たるのだよね。これ電友会って名前出せば。ちょっと1点。

○委員長（中座敏和君） 板橋財務部長。

○財務部長（板橋 勝君） そういったことで、私もちょっと詳しくないのですが、結局特定の業者にというふうな方向になるかな、どうなのかなと思うのですけれども。

○委員長（中座敏和君） 堀江委員。

○委員（堀江健一君） だから、それは官製談合になるのだよね。

○委員長（中座敏和君） 板橋財務部長。

○財務部長（板橋 勝君） という、そういう話なんか聞いています。

○委員長（中座敏和君） 堀江委員。

○委員（堀江健一君） 菊池副市長が委員長だから。よく副市長に聞いたの。そうしたら、それはやっぱり榎戸委員が言っていることは、こっちの名前を出すということはそれは官製談合に当たるのですよ。執行部のほうでは、はっきりはそれ言っていないけれども、そういうふうに言っていました。ただし、ちゃんと副市長に聞いたのだから。副市長はだって委員長でしょう。

○委員長（中座敏和君） 板橋財務部長。

○財務部長（板橋 勝君） 副市長、入札参加委員会の委員長ということで、入札に関しての委員の委員長となっています。

○委員長（中座敏和君） 堀江委員。

○委員（堀江健一君） 副市長は、全部全てまさかもう長年やっているから、全部、そういう細かいこと分かっているのだ。私らよく分からないから、私聞いたのです。そうしたら、そういう回答だったのです。

○委員長（中座敏和君） 榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） 電気業界の協会、それを組織の電友会と言って、私は電気業界と言えばよかったのだな。それを電友会って思わず言ってしまったから、それが官製談合になるの。

○委員長（中座敏和君） 堀江委員。

○委員（堀江健一君） そう。でも、電気業界でも電友会でも大体同じようだよ。電友会には、全部市内の業者は入っているわけではないから。そうすると、榎戸委員が言っている市内業者育成ということにも

幾らかまた外れてしまうのだよ。電友会、電友会というよ。

(「今回言っていますけれども」と呼ぶ者あり)

○委員(堀江健一君) 今回言っていないよ。前から副市長は全員協議会でも何でも。それは間違っている。よく私も副市長に聞いたのだから。そうだと思うたら、帰り副市長に聞いてください。私が言っていることが間違っているか間違っていないか。

○委員長(中座敏和君) いいですか、後は。質疑はないですか。

誰に質疑する。

水柿委員。

○委員(水柿美幸君) 自分にではないのですが、お気持ちが変わられてありがたいと思います。どうもありがとうございます。そのお気持ちが7億円から7億5,000万円に戻したというふうに変えられたと思うのですが、この提案理由については、若干私と少し違うところがあるのかなと思うので、その理由についてお伺いします。この中段当たりにある減額による市内業者の参画機会等への影響が不透明であること、これは106施設から40施設に執行部のほうが譲歩して減額したというところで、それでこういう市内業者の参画機会との影響が不透明である。これはきっと評価点のことを言っていらっしゃるのかなと思うのですが、何が不透明と感じたのか、これ一問一答という感じでいいのですか。何回でもいいのですか。

○委員長(中座敏和君) 一問一答で。

榎戸委員。

○委員(榎戸甲子夫君) 不透明の原因は、つまり懸念されるのは、106施設から40施設にするということは、残りが66施設でしょう。それをおおむね当初予算と比較をすれば、5,000万円しかない。そこに戻るわけです。ということは、前回のたしか定例会で我々が最初は修正動議をして、1回戻したものをまた可決に回ったのは、市内業者を努めて使ってもらえると。でも、今回も66施設に5,000万円の予算で充当できる、電気交換するわけではないから。それと、市内業者は、前回よりもっと厳しい単価で工事発注の依頼を受けるのではないかという懸念が。だから、そこは不透明だと。ところが、もっと鮮明にするなら、もし行政側がリース契約会社ときちんとした市内業者が担保されるような条件をつけて契約でもしてくれるのならいいのですが、そこまではできないでしょう、行政も。つまり我々が、もともとはなぜこういうふうに意地を張っていたかというのは、どうしても市内業者を使ってほしいと。市内にお金を落としてほしいと。でも、行政側はかたくなにリースを正当化しようとする持論で、我々はここにきたわけだ。もちろんリースの方法も、昨今出回ってきた、これ方式です。だから、最初にそのリースありきだったものが、実際やってみたら、中身は私らは業界の仲間ですから、それを聞いてみたら、我々が期待したほどの市内業者の恩恵がなかったわけだ。だから、今回も同じような方式だから、そういう、それが不透明という言葉になったのです。

○委員長(中座敏和君) 水柿委員。

○委員(水柿美幸君) なかなかちょっと明確なお答えではないかなと思うのですが、参画機会の影響が不透明であるということや、当該事業の目的であるスケールメリットを生かした事業費の抑制、事業費は抑制させるということで、リース契約だと抑制されますけれども、市内業者が工事の恩恵にありつけなかったって今おっしゃられましたけれども、そういう言葉尻取るわけではないのですが、先ほどの質疑の中では、屋外のLED施設は民間、市内事業者が2者設置工事を請け負って、そのアンケートが2者とも金

額的に問題はなかったという答弁いただいている……

(「それは」と呼ぶ者あり)

○委員(水柿美幸君) (続) すみません。私が話して。すみません。それで、市内業者は金額的に問題はなかったというアンケート結果でした。そういうところで、ちょっとそここのところは勘違いされているのかなと思うのですけれども、全体的に大きな視点で見ると、同じ方向性を言っているのかなと思うのですけれども。

その次の段、市内業者の活用に関する項目を最大限見直しし、高い配点とあります、この理由に。榎戸委員の理由に。この高い配点は、先ほど12月3日の全員協議会のプロポーザルの資料提示された200点満点中の40点、市内業者、それと価格、ごめんなさい。200点満点中の40点、価格も40点、同程度の点数になっておりますが、高い配点の設定を行うなど、そういうことで確保していきたいという、こう書いてあるのですけれども、この40点に関して、プロポーザルの点数に関してはどういうふうなお考えを持っているのでしょうか。

○委員長(中座敏和君) 榎戸委員。

○委員(榎戸甲子夫君) 点数、審査要綱の点数が40点か60点だろうが、それは選定業者を、リース業者を選定する手段であって、そこに最終的に関わる業者には、業者を選ぶのには関係ないわけです。というのは、市役所が点数制度で市内業者を使う点数を強く持てば何者か応募しますよね、プロポーザルは、部長。そうよね。3者とか4者募集するでしょう。その中で点数をつけるわけですよね。その項目の一つに、市内業者を努めて使うというふうにやって、あるいはこういうふうに使ってくれた業者には満点の40点挙げますということでしょう。中には、この業者はAだったら、こっちのB業者はあまり使いたくないような雰囲気だったら、こっちは20点しかつけないという幾つかの採点基準の一つでしょう。だから、我々がここで議会と行政の間で議論している市内業者への配慮の点数というのは、実際現場で働くどこかの業者がやるわけですから、市内だろうが市外だろうが県外だろうが、やるときには、もうそこでは請負業者と、工事やる方ですから、公から民間に渡すので、民々の問題で言って、責任は一切負わなくなるわけでしょう。今、万博でやっていると同じことでしょう。だから、この40点にかき上げされたということは私ども喜んでます。前よりは大変改良されましたから。だから、リース会社が今までの採点方法ではないということを示しているわけだ、行政は。だから、それに沿って、できるだけ市内業者を使ってくれるリース会社が当選することは我々願っているわけです。だから、方法は違っても、一生懸命私の揚げ足を取ってくるとけれども。

(「揚げ足というか、いや、確認ですよ」と呼ぶ者あり)

○委員長(中座敏和君) 水柿委員。

○委員(水柿美幸君) 高い配点というから、どの程度見込んでいるのかなというふうに質問させていただきました。

次、この市内業者の活用と金額の配点割合についてはどのような想定をしてこの修正案をかけたのかそこをお伺いします。このプロポーザルでは、200点満点、先ほどもご説明させていただきましたが、市内事業者の活用、これ私は6月の議会で100%にしてほしいと言ったのですけれども、それは独占禁止法に引っかかるということで、最大限の努力をしてくれるということで、こう変わってくださったのだと思います、特出しして。そこで、200点満点の2割である40点、これ市内業者の活用ですよ。40点に特出しをして出

してくださいました。もう1つ、大事なリースの恩恵を、リースのメリットとしては、金額の抑制がある。工事請負だと1.5倍ぐらいから2倍の金額になるということで、同じ点数なのですけれども、これは同じで大丈夫でしょうか。

○委員長（中座敏和君） 榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） いや、それは私らが意見言う前に行政がつくった制度だから、我々はそのときでいいのではないですか。点数は我々が決めたのではないだよ、これは。これ行政がやっているわけでしょう。我々がそれを容認するかしないかという議論なら分かるけれども、それは行政がつくった特定の制度だから、私らはそこに踏み込めないわけです。そういうこと。

○委員長（中座敏和君） 水柿委員。

○委員（水柿美幸君） すみません。踏み込めないといっても、6月の議会からは大分、屋外LEDの評価点から比べたら、1割だったものを2割に増やしていただいたということなので、要望は言えると思うのですが、この点数については一緒にこのままでいいということの理解でいいのですか。

○委員長（中座敏和君） 榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） 俺異論言っていないよ。

○委員長（中座敏和君） もういいですか、終わりで。

○委員（水柿美幸君） いえ。

○委員長（中座敏和君） もう同じような内容なので簡潔にお願いします。

水柿委員。

○委員（水柿美幸君） それでは……

（「一生懸命だな」と呼ぶ者あり）

○委員（水柿美幸君） （続）はい、一生懸命です。市民のために。そうですね、誰もそうだと思いますが、工事請負となった分、66施設分、これは今回の議案で出されれば、市内事業者が直接工事請負をできるわけでしたよね。ですので、直接工事を請け負わせてほしいという要望があって、削除されたと思うのですが、この辺の整理はどのようにされているのかお伺いします。

○委員長（中座敏和君） 榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） たかだか5,000万円だけ、たかだか5,000万円しかリースから外して、66施設を市のほうは残りの5,000万円できないことを分かっている、7億5,000万円当初は組んだやつを、例えば1億5,000万円ぐらいの残金というか、債務負担行為の残りを残しておいて、66施設ならまだ話分かるけれども、だけれども、106施設のうちの4割の40施設に7億円のリースをかけたわけです。できっこないわけです、これは。だったらそれで、あたかも我々が反対したから、地元業者にリースを外して、66施設をさあ、そういう議員団もいるからというふうには考えてはないだろうけれども、私はそういうふうに老婆心ながらそう思った。66施設の電球を当初予算の5,000万円で設計料350万円引いておいて、これで持っていますと言って、そうすると、多分今度はリース会社は7億5,000万円で5,000万円減らされた段階で、残りの5,000万円程度のリースをやりませんと、こうなるわけだから。すると、今度は何が何でも日に日に電気料が上がってくるから、残りの施設をどうしても市内の業者でやらせてくれと言っても、これは今度は市内の業者がやらないです。だって予算ないのだから。それを無理やりに法制化なんか、いろいろなあの手この手を使って1億円ですようとするような予算書でもつくったら、今度はそれを反対した我々議員が

市民にたたかれるという構想なのだ、これは。我々はそのまで読んだ。だから、部長か課長がどこかで、残りの66施設を5,000万円で作れとは言わないけれども、その1.5倍から2倍かかるでしょうという金額で、残された5,000万円、当初予算5,000万円を1億円から2億円になるというふうに話が出てきてしまったわけだ。だから、そんなことで、ざわつくのなら、我々も一歩下がって元の106施設、リース料、10年間、7億5,000万円で修正をかけたわけです。

以上。

○委員長（中座敏和君） よろしいですか。

堀江委員。

○委員（堀江健一君） お互いで、やっぱり議論しても同じだから、でも、大体同じ、これ、だから、提案理由がちよっと違うだけだからね。だから、これ委員長、暫時休憩して、ちよっと話し合いましょうよ。暫時休憩。

○委員長（中座敏和君） いいですか、堀江委員。内容が同一ですので、同じ一括して採決してもらいます、この後。

堀江委員。

○委員（堀江健一君） それならいい。

○委員長（中座敏和君） それでよろしいですか。この後、そうしますので、同じ内容だから。

堀江委員。

○委員（堀江健一君） 悪いな。榎戸委員は市内業者が、産業振興条例があるから、市内事業者の育成になっていなかったってさっきから言っているわけだよね。だから、今度は市内業者にもう少し有利になるようにもう1回直してくるということを行っているわけだよね。でも、この前の屋外のあれだって、2か所、体育館の照明とどこと言ったつけ、公園。公園を、それ以外は市内業者をやらなかったけれども、後の残りは全部市内業者がやっているって財務部長答弁しているでしょう、この間。そうでしたよね。

（「2者で全部やった」と呼ぶ者あり）

○委員（堀江健一君） （続）違うよ。2者。2者以外の業者で、市内の屋外の施設をやったのだという。

（何事か呼ぶ者あり）

○委員（堀江健一君） （続）2者だけ。ちよっと俺勘違いしていたから、ちよっともう1回。

○委員長（中座敏和君） では、もう1回お願いします。

板橋財務部長。

○財務部長（板橋 勝君） 先ほどの午前中の管財課長からの説明で、最初はナイター照明、野球場の照明だけと言ったのですけれども、ナイター照明と、それから公園の照明、これ2つは市外の業者をお願いして、それ以外の街路灯とか道路照明とか、それは先ほど言っていた市内の2者の業者で施工したということです。2者で。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） おれが聞いたのは、2者だけではなくて、2者だけが入れた。事実、いや名前は私は知っていますが、県外からの業者が、だから2者であれだけの1万灯、2者、筑西市内の業者2者だけが参入して、だから恐らくほかから大分入ってきました。それで、工事の内容を写真撮っとけ

ばよかったな、そんな後で見に行ったらしいよ、役員さんが。そうしたら、1人でやっている電灯付けも2人でやっている電灯付けがあったって。

○委員長（中座敏和君） もうよろしいですか。質疑はよろしいですね。

以上で議案第91号修正案の提出委員からの説明、質疑を終結いたします。

議案第91号について討論を願います。

石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） 午前中の質疑の中で、鈴木副委員長がLED化で4億円でできるという発言があったと思うのですが、そこをちょっと説明お願いしたいというふうに思います。

（「討論だもん。そんなことはもう、同じことは」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） では、水柿委員。

石嶋委員、いいですか、今のはいいのですね、もう。討論終わりですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 水柿委員。

○委員（水柿美幸君） 本議案について、私は修正案の賛成の立場から討論いたします。

本事業の目的は明確です。市民負担を可能な限り抑えながら事業効果を最大化し、かつ地元事業者の参画を確保することであります。その観点から整理すると、事業の進め方は、6月議会提案時のリース方式に戻し、評価の在り方は12月3日の全員協議会で示されたプロポーザル評価基準を採用することが最も合理的な選択であると考えます。6月議会提案時のリース方式は、初期投資を抑え、工事請負と比べて事業費の増加を防ぎ、加えて、早期に電気料金削減という事業効果を市民が享受できる仕組みでした。一方で、地元事業者の活用については、12月3日の全員協議会において、市内事業者の活用を40点、価格評価を40点とする評価基準が示され、従来以上に地元参画へ配慮した内容となっています。この評価基準を適用することで、経費削減と地元事業者の参画の両立が可能となります。したがって、事業内容は、6月議会の提案時のリース方式に戻し、評価基準は12月3日に示された内容で実施することが市民利益の最大化につながる最も合理的な整理であります。

以上の理由から、本議案については、6月議会提案時の内容に戻す修正案に賛成いたします。

以上です。

○委員長（中座敏和君） 次は、鈴木委員。

○委員（鈴木一樹君） 私も榎戸委員、そして水柿委員から出された修正案に対して賛成の立場から、討論をさせていただきます。

私は、前回反対させていただきましたけれども、そのときの最大の理由というのは、先ほどちょっと重複してしまうものもあるのですが、産業振興条例という地元の業者の方への育成、配慮を考える独自の条例がこのまちにはあります。その条例があるにもかかわらず、地元の業者の育成という観点に対してあまりにも欠けているのではないかと、もっと言えば透明性が欠けているのではないかと理由でございました。ただし、今回に関しましては、プロポーザルの配点も地元業者の方への配慮の点で、前回は110点中15点、今回は200点中40点と割合がかなり変わっているものであります。ということで、6月と12月の最大の違いというのは配慮という点でございます。そうなってくると、地元の業者の皆さんへの

配慮が変われば、金銭面での市民の皆さんのお金を使うわけですので、1円でも安くやってもらえたらというのが私の思いでございます。その点を踏まえて、要綱は新しくしていただいたもので、金額面は前回の前回と同様106施設7.5億円上限のままでよいと考えます。

以上のことから、私は2人の修正案に対して賛成をさせていただきます。

以上です。

○委員長（中座敏和君） ほかに。

國府田委員。

○委員（國府田和弘君） 2人からのご説明ありがとうございました。私も理解はいたしました。ただ、午前中私が質問したところで、点数のつけ方に穴があるのではないかという疑問がちょっと残ります。評価基準にももしかしたら項目にも抜け漏れがある可能性もあると思います。なので、こういう過程をしっかりと抜け漏れがないようにきちんとした考えで採点していただけるように、ここに追加で何か加えていただければ幸いかなと思います。

あと、仮にプロポーザルが1者だった場合、点数が低くても、それを……

○委員長（中座敏和君） 國府田委員、賛成討論。要望ではないので、賛成討論なので。

○委員（國府田和弘君） すみません。

○委員長（中座敏和君） よろしいですか。

討論を終結いたします。

これより議案第91号について採決をいたします。

本案については、榎戸委員及び水柿委員から修正案が提出されておりますので、まず修正案について採決をいたします。

両委員から提出された修正案につきましては、内容が同一のものとなりますので、一括して採決いたします。

両修正案について賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。

よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決をいたします。

修正部分を除くそのほかの部分について、原案のとおり決することに賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長（中座敏和君） 挙手多数。

よって、修正議決した部分を除くそのほかの部分は原案のとおり可決されました。

これで総務企画委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

執行部は退室を願います。お疲れさまでした。

[執行部退席]

○委員長（中座敏和君） なお、最終日の本委員会の審査結果報告につきましては、委員長に一任いただきたいと存じます。

以上をもちまして、総務企画委員会を閉会いたします。

閉 会 午後 2時28分